

《 論 説 》

預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果(2)

——フランスにおける近年の議論を参考にして——

深川 裕佳

目次

- I. はじめに
- II. 民法（債権関係）改正法律案・第477条の起草に向けた議論の検討
- III. フランスにおける口座振込みによる支払いに関する判例の展開（以上、前号）
- IV. フランスにおける口座振込みによる支払いに関する立法的発展
 1. 金銭債務の支払手段に関する規定
 2. 振込指図の「撤回不能性」
 3. 金融機関の責任と振込依頼人の払戻権
- V. 破毀院判例の発展を整合的に説明する学説の検討——「条件付弁済」という考え方
 1. 振込指図の撤回不能時から生じる「振込資金上の権利」移転
 2. 小切手に関する「条件付弁済」理論の口座振込みへの類推（以上、本号）
- VI. 日本における口座振込みによる弁済の効果に関する検討
- VII. おわりに
- 資料（一部、本号に掲載）
 1. EU 決済サービス指令
 2. フランス

IV. フランスにおける口座振込みによる支払いに関する立法的発展

前章において、口座振込みによる支払いの効果に関するフランスの破毀院判例の発展を紹介し、①「受取人の口座に対する入金記帳時」に弁済が生じるとする判決（1954年破毀院判決および1993年破毀院判決）、②「被仕向銀行による資金の受領時」に弁済の効果が生じるとする判決（2009年破毀院判決）、さらには、③「振込指図の撤回不能時」に弁済の効果が生じるとする判決（2012年破毀院判決）があり、これらを一見すると、破毀院判例は、変更されてきた

ものともみえることを紹介した。しかし、学説の中には、破毀院は、判例変更したのではなく、フランスの内国為替システム（SIT）の技術的進歩に伴って、その理論的説明を發展させたに過ぎないとして、破毀院判例の發展を整合的に理解しようとする立場も存在することを確認した（前述 III. 3. B. 〔東洋法学59巻1号218頁〕）。

では、このような整合的な理解は、どのようにして可能なのであろうか。本章では、これに理論的説明を与えようとするフランスの学説を紹介・検討する前提として、口座振込みに関連するフランスにおける法改正について紹介する。近年の破毀院判決および学説の發展の背景には、フランスにおける内国為替システムの技術的進歩のみならず、以下に紹介する口座振込みに関連するフランスの法改正も影響を与えているからである。

1. 金銭債務の支払手段に関する規定

A. 法定通用力のある金銭（現金）による支払い

フランスでは、貨幣（通貨金融法典 L. 121-1 条を参照。）および紙幣（同法典 L.122-1 条を参照。）のみが「法定通用力（*cours légal*）」を有する（以下、この紙幣と貨幣を合わせて、本稿では、「現金」という）。2001年12月31日までは、フラン紙幣および貨幣のみが法定通用力を有していたが、2002年1月1日からはユーロ紙幣および貨幣が法定通用力を有し、フラン紙幣および貨幣は、2002年2月28日には法定通用力を喪失した。

「法定通用力」の定義は、通貨金融法典に規定がない。ただし、フランス刑法典 R. 642-3 条によると、「フランスにおいて、その価値に従って流通する法定通用力を有する貨幣または銀行券〔紙幣〕を受け取ることを拒む行為は、第二クラスの違反として規定されている罰金〔刑法典131-13条1号によると、150ユーロ以上〕を科される。」〔傍点筆者〕と規定されている。また、フランス民法典1895条において、「〔第1項〕金銭の貸付けから生じた債務は、常に、契約において宣言された金額である。〔第2項〕現金の価値の上昇や下落（*augmentation ou diminution d'espèces*）がある場合、債務者は、借り受けた総額を返

還せねばならず、この金額を、弁済時期において通用している (avoir cours) 現金 (espèces) の総額として、返還する義務を負う。」と定められている。

B. 法定通用力のある金銭以外の手段による支払い

i) 預金通貨 (monnaie scripturale) による支払い

フランスにおいて、金銭債務の支払いは、「預金通貨 (monnaie scripturale)」に対して「信用通貨 (monnaie fiduciaire)」とも呼ばれる現金、すなわち、「法定通用力を有する貨幣または紙幣」によってなされることが予定されている [CARBONNIER 2000, n° 331] [BÉNABENT 2012, n° 801-1] [TERRÉ, SIMLER, LEQUETTE 2013, n° 1339-1340]。

これに対して、口座振込みによる支払いがなされた場合に、それが本旨弁済に当たるか否かについては、大きく論じられているわけではないが、日本と同様に、異なる立場からの若干の記述が見られる。一方で、学説には、口座振込みによる支払いは、「間接的な弁済方法 (moyen indirect de paiement)」にあたり、現金化 (encaissement) されない限りは、厳密な意味における弁済 (paiement) には当たらないと述べるものもある [TERRÉ, SIMLER, LEQUETTE 2013, n° 1341]。他方で、口座残額を「金銭 (monnaie) の特別な形態」として理解し、振込指図の実行 (exécution d'une ordre de virement) を「預金通貨 (monnaie scripturale) の提供」に当たると述べるものもある [DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 392]。後者の見解のように、口座残額を「金銭の特別な形態」とする理解は、「フランスの学説において革新的役割を果たした」[LIBCHABER 1998, n° 91] と評価される学説 [RIVERS-LANGE 1968, n° 21] によってすでに示されていた考え方ではあるが、今日でも見解の対立が見られるところからすると、フランスの債務法の教科書・体系書においてこの立場が全面的に受け入れられているというわけではないようである。

ii) 口座振込みなど現金以外の支払手段によることを義務づける法規

しかし、以下のように、法律によって、債務者が口座振込みや小切手などの現金以外の支払手段で支払うべき場合も、特別に規定されている。

まず、一定の例外を除いて、すべての債務の弁済は、デクレに定められた一

定額を超過する場合には、現金とは異なる方法でなさなければならないものとされている(通貨金融法典 L.112-6 条)。すなわち、通貨金融法典 D.112-3 条によると、①債務者がフランスに財務上の住所を有する、または、債務者が専門的活動のために行動する場合には、3,000ユーロを上限として自由に支払手段を選ぶことができるし(2015年6月24日のデクレ(Décret n° 2015-741 du 24 juin 2015) 1条によって2015年9月1日から1,000ユーロに変更される。)、②それ以外の場合は、15,000ユーロを上限として、自由に支払手段を選ぶことができる。しかし、これらの金額を超過する場合には、通貨金融法典 L.112-6 条 III 項に規定された一定の例外を除いて、口座振込みのような現金以外の支払手段によらなければならないものとされている。これは、脱税やマネーロンダリングを防ぐ目的から、その資金の流れを追跡できるようにするためであると説明されている(V. [LASSERRE CAPDEVILLE 2010, n° 5], [TERRÉ, SIMLER, LEQUETTE 2013, n° 1341] [FLOUR, AUBERT, SAVAUX 2013, n° 113 (p. 103)]。)。この違反があった場合には、債権者と債務者が連帯して、罰金の支払義務を負うものとされている(通貨金融法典 L.112-7 条)。

また、給与については、労働法典 L.3241-1 条によって定められた条件において支払われるものとされている(通貨金融法典 L.112-10 条)。特別の規定を除いて、給与は、現金または線引小切手または預貯金口座への振込みによって支払うことが定められているのであるが、デクレによって定められた月給を超える場合には(1983年9月30日のデクレ Décret n° 85-1073によって10,000フランとされていたものが、2001年2月2日のデクレ Décret n° 2001-96により改正されて現在は1,500ユーロである。)、線引小切手または預貯金口座への振込みによってなさなければならないものとされている(労働法典 L.3241-1 条)。

ここまでで紹介した立法を前提にして、学説においては、現金のみが法定通用力を有するという理解・説明が一般であり、前述のように現金以外の支払手段によるべきことが特別に規定されている場合であっても、これらの手段に「法定通用力」が認められると考えているわけではない。確かに、学説には、前述の特別の規定が適用されない場合であっても、「債権者は、原則として、

債務者の行った振込みによる支払いを拒絶することができない。このような種類の決済 (règlement) は、十分に確実だからである」[FLOUR, AUBERT, SAVAUX 2013, n° 113] と述べるものもみられる。しかし、一般的には、特別の規定が適用される場合を「除くとき」に、債権者は、現金以外の支払手段を拒絶することができるものと理解されている [LASSERRE CAPDEVILLE 2010, n° 12] [BÉNABENT 2012, n° 801-1] [TERRÉ, SIMLER, LEQUETTE 2013, n° 1341]。そして、このように特別の規定が適用されない場合であっても、現金以外の支払手段を拒絶するときには、消費法典 L. 113-3 条を適用して、事業者が取引に関する固有の条件として、そのことを明示する義務があると主張するものがある [LASSERRE CAPDEVILLE 2010, n° 18 et 20]。これらの学説の説明からすれば、少なくとも、現金以外の支払手段によるべきとする特別の規定が適用される場合には、債権者は、その規定された現金以外の支払手段を拒絶できないのに対して、文献に明らかには書かれていないものの、そのような場合には、現金の受領を拒むことはできるので、現金の法定通用力が制限されるものと理解されるのであろう。ただし、学説は、現金以外の支払手段によるべきとする特別の規定が適用される場合に、現金によって支払いがなされたとしても、弁済として有効であることを認めている [FLOUR, AUBERT, SAVAUX 2013, n° 113] [BÉNABENT 2014, n° 801-1]。

iii) 法定通用力と「決済力 (le pouvoir libératoire)」との区別

ここまで述べてきたようにフランスの立法を検討すると、現金のみが「法定通用力」を有することに疑いはないものの、当事者の合意がなくても法律に規定されていれば現金以外の手段によっても金銭債務を消滅させることができることが前提になっているものと考えられる。このような考え方は、以下に述べるように、「法定通用力」と「決済力 (le pouvoir libératoire)」とを区別することによって可能となる。通貨金融法典第1編第1章第2節第2款には、「決済力 (le pouvoir libératoire)」という用語がその款のタイトルになっている。また、法定通用力のある貨幣には、法定通用力と「決済力」とを有することも規定されている (同法典 L. 121-2 条)。しかし、条文中にその定義はなされていない。

学説には、次のようにして、「決済力」は、現金だけでなく、預金通貨（*monnaie scripturale*）にも備わっていると指摘するものがある。小切手および口座振込みによる決済（*règlement*）に関する1940年10月22日の法律によって、法律に定められた債権について一定の金額以上は、小切手または振込みによって支払うこととされた（現在は、前述 IV. 1 .B.ii の通りである）。それ以前は、預金通貨は、「法定の決済力（*le pouvoir libératoire légal*）」を有していなかったが、その状況においても、債権者が預金通貨による支払いを任意に受領して、これによって債務者が法的に債務から解放されると考えられており、この意味において、預金通貨は「法律上の決済力（*le pouvoir libératoire de droit*）」があったのに対して、1940年10月22日の法律施行後は、預金通貨は、単に、「法定の決済力」を有するのみならず、これを支払いに用いる義務があるという意味において「強制的決済力（*le pouvoir libératoire forcé*）」を有するようになったものと指摘されている〔COURBIS 1991, p. 46〕。

この学説を参考にすれば、たとえその法定通用力が特別の規定によって制限されているとしても、現金によって支払いがなされれば弁済として有効であると考えられているのは、法定通用力とは異なって弁済の効力を生じさせる力（決済力）が現金に備わっているからであると説明することができるし、また、法定通用力が現金にしか認められないにもかかわらずそれ以外の手段による支払いによって債務者が債務から解放されるのは、法律によって、または、合意によって、当該支払手段に「決済力」が認められているからであると考えることが可能になる。

ここまで述べてきたように、フランスの立法は、債権者が受領を拒むことができないという意味での「法定通用力」（強制通用力）は現金にのみ備わるものとしながら、法律に定められた一定額以上の金銭債務について、口座振込みその他の現金以外の支払手段による支払いを義務づけていたり、その支払義務違反に対して支払人（と受取人の連帯で）罰金を科すことがあったりするように、実質的には、規定された現金以外の支払手段を法定通用力のある現金に接近させて扱っている場合がある。このような扱いは、前記の学説の理解によれ

ば、現金以外の支払手段による支払いが義務づけられることによって、これらに「法定決済力」(強制決済力)を認めるものとして、現金のみに認められた法定通用力とは矛盾なく理解することができる。

2. 振込指図の「撤回不能性」

A. EU 決済サービス指令の国内法化前の判例および学説の理解

2012年破毀院判決にみるように、口座振込みの場合に、その弁済時期について決定的な影響与えているのは、振込指図の撤回不能性である。そこで、これに関連するフランスの立法を以下に紹介していくことにする。

口座振込みについて、フランスでは、EU 決済サービス指令 (The Directive on Payment Services, DIRECTIVE 2007/64/EC) (以下、「PSD 1」という。2013年に、改正案が欧州委員会により提案された。以下、この改正案を「PSD 2 (委員会案)」という。)を国内法化するまでは特別の法律がなく、債務法の一般規定によってきた [STOUFFLET 2012, n° 476]。口座振込みは、①委任と②記帳 (écriture) の二つの作用から成り立つものと理解されている [MARTIN 1989, p. 149] [DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 390] [BONNEAU 2007, p. 27] [COQUELET 2011, n° 728]。そこでは、受取人の口座に対する払込みを委託する振込指図 (ordre de virement) は、前述①の振込依頼人と仕向銀行間の委任と考えられている。また、前述②の記帳は、財産権の移転に関する同意と合わせて、振込依頼人の口座への借方記帳 (inscription au débit) と受取人の口座への貸方記帳 [入金] (inscription au crédit) とを通じて、「現金の移転 (transfert de monnaie)」を生じさせるもの [DÉLÉBEQUE 1994, p. 345] と考えられてきた。

委任者は、委任をいつでも撤回 (révoquer) できる (フランス民法典2004条)。そこで、振込指図も、委任の一般法理に基づいて理解されてきたことにより、振込依頼人は、いつでもこれを撤回できるのが原則であり、これにより、開始された手続きを停止することができるものと考えられてきた [DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 398]。

そこで、問題は、振込指図をいつまで撤回できるのかということである。振

込指図が撤回不能となるかどうか、いつの時点において撤回不能になるかについて明文の規定が存在しなかったため、学説では、一方で、①受取人の口座に貸方記帳されるまでは、受取人の財産に「振込資金が混入しない」ので撤回できると主張するものと [GAVALDA, STOUFFLET 1991, n° 350]、他方で、②振込資金が受取人の自由になる時点振込指図が撤回不能となる時点から区別して、振込指図の撤回は、振込依頼人が「振込資金を放棄した」とき、すなわち、その口座に対して借方記帳された時点まで可能であると主張するもの [RIVES-LANGE 1968, n° 16] [CABRILLAC 1980, n° 383] とが存在した（これらの学説について、[VASSEUR 1983, p. 469] [DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 398] も参照）。これらの対立する学説は、いずれも振込資金上の権利の帰属という観点から述べられており、フランスでは、振込指図の撤回可能性の限界と振込資金上の権利移転とが関連して議論されていたようである。

このように学説に議論がある中で、破毀院判決 (Cass. com., 26 janv. 1983: D. 1983, inf. rap 469, obs. M. Vasseur; RTD com. 1984. 129, obs. M. Cabrillac et B. Teys-sié) (以下、「1983年破毀院判決」という。) は、仕向銀行が「振込指図を実行した時」、すなわち、振込依頼人の口座に対して「借方記帳された時」に、振込指図が撤回できなくなるとした。学説は、このことを説明して、①振込依頼人の口座に対する借方記帳によって、「振込資金の放棄」が生じる [CABRILLAC, RIVES-LANGE 1999, n° 55] とか、②借方記帳は単に振込依頼人の財産権の放棄というだけでなく、あたかも「有体物上の財産権の実質的な引渡し (remise matérielle en propriété de biens corporels)」のようである [MARTIN 1989, p. 151] とか、③振込依頼人の口座に対する借方記帳によって、振込資金が特定されて、振込依頼人から受取人に対して、その「資金上の財産権の移転 (le transfert de la propriété de la «provision»）」が生じる [DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 398] とかというように説明する。①の学説のように財産権の放棄から説明するのか、②および③の学説のように引渡し・移転から説明するのかという違いはあるものの、ここでも、学説は、委任の法理から演繹するというよりも、むしろ振込資金の帰属という観点から、振込指図の撤回不能性を捉えている。

1983年破毀院判決によれば振込依頼人の口座に対して借方記帳された時に振込指図が撤回不能となることから、これを前提として、借方記帳よりも前には、①振込依頼人の債権者が当該振込資金を差し押さえることができ、②振込依頼人の死亡や無能力により振込指図が無効となり、③振込依頼人に対する破産手続きの開始などが受取人への弁済の効力発生の障害になるという結論が導かれてきた [COQUELET 2011, n° 734]。振込みに関連するさまざまな効果を振込指図の撤回不能性に結びつける考え方が学説に見られることは、今日の破毀院判決において、振込指図の撤回不能性から、受取人が資金について完全に権利を獲得すること (前述 III. 2. B [東洋法学59巻1号214-216頁]、2007年破毀院判決)、さらには弁済の効力が生じることと考えられていること (前述 III. 3. A [東洋法学59巻1号217-218頁]、2012年破毀院判決) の素地になっているように思われる。

B. 決済サービス指令 (PSD 1) の国内法化

i) PSD 1 における「支払指図の撤回不能性」

今日では、PSD 1 を国内法化したことによって、フランスでは、振込指図の撤回不能性が立法により明確にされている (2009年7月15日のオールドナンス n° 2009-866)。

PSD 1 は、「完全に自動化された現代的な決済制度」においては、手動でなされる支払指図 (payment order, ordre de paiement) の撤回のために高額な費用がかかり、その制度の迅速性のためには、「支払いの明確な撤回期限 (a clear deadline for payment revocations, un délai de révocation du paiement) を定めることが必要である」ことから (PSD 1 の説明 (Recital) (38), PSD 2 (委員会案) の説明 (59) も同様。), 先日付指定などの事情のない限りは、支払人の決済サービス提供者が支払指図を受け取った時点 (a point in time, le moment) から、これを撤回できなくなることを明らかにしている (PSD 1 第64条, PSD 2 (委員会案) 第71条も同様)。

ここにいう支払指図は、「支払人または受取人によって、その決済サービス提供者に対して、決済取引の実行を求める指示 (instruction) をいう」ものと

定義されている（PSD 1 第 4 条16号。PSD 2（委員会案）第 4 条18号も同様）。本研究においては、振込取引を開始するための「振込指図」は、債務者である振込依頼人（支払人）によってなされる場合を想定しているが、以下に用いる「支払指図」の用語は、このような場合だけでなく、受取人によって開始される場合なども含むものである。そして、「支払人」はこのような支払指図をする者を指しており（PSD 1 第 4 条 7 号。PSD 2（委員会案）第 4 条 8 号も同様。）、口座振込みの場合の振込依頼人も含んでいる。なお、PSD 2（委員会案）では、「第三の決済サービス提供者（third party payment service provider）」によって支払指図がなされる場合も追加されている（PSD 2（委員会案）第71条 2 項）。これは、支払人の口座を管理する決済サービス提供者ではない決済サービス提供者であって、(a) 決済開始サービスや (b) 口座情報サービスの形態をとる事業活動を行う者である（PSD 2（委員会案）第 4 条11号）。

PSD 1 において問題となる「支払指図の受領時点」（PSD 1 第64条。PSD 2（委員会案）第69条も同様。）とは、決済サービス提供者が支払指図を「単に受領した」時を指すのであって、一定の手続きを踏んでそれを受け入れた時ではないと考えられている（PSD 1 の説明（37）および [the Commission services 2011, p. 274 (n° 30)]。PSD 2（委員会案）の説明（58）も同様）。

ただし、実際のところは、決済サービスおよび支払指図の種類によって——たとえば、支払指図は支払人によってなされることも、受取人によってなされることもあるので——その手続きが異なるために、支払指図が支払人によってなされた場合には支払人と決済サービス提供者の間の合意によって、または、支払指図が支払人の同意を得た受取人等によってなされた場合には当該受取人等と決済サービス提供者の間の合意に加え、支払人の同意を得て、その撤回「可能」性を前述の時点後に定めることも可能であるとされている（PSD 1 第 66 条 5 項。PSD 2（委員会案）第 71 条 5 項も同様。）[MAVROMATI 2008, p. 241] [the Commission services 2011, p. 20 (n° 23)]。そして、「撤回は、この文脈において、決済サービス利用者と決済サービス提供者の間のみ適用されるのであり、それゆえに、決済制度における決済取引の撤回不能性およびファイナ

リティを害することはない」ものと説明されている (PSD 1 の説明 (38)。PSD 2 (委員会案) の説明 (59) も同様)。

「ファイナリティ」にはさまざまな意味があることが日本においても紹介されている [古市 1995, 117-119頁]。前述の EU 決済サービス指令にいう「支払指図の撤回不能性」すなわち「ファイナリティ」は、その時点以降、受取人の口座に対する決済取引の最終的な記帳を停止するいかなる法的事由も存在しないことを意味するものと指摘されている [MAVROMATI 2008, p. 240]。「ファイナリティ」という概念は、すでに EU 決済ファイナリティ指令 (Directive 98/26/EC on settlement finality in payment and securities settlement systems) [久保田 2003, 157-159頁] にも規定されており、「振替指図 (transfer order) は、制度規則によって定義された時から、当該制度参加者および第三者によって撤回 (revoke) されない。」と述べられている (同指令第 5 条)。この規定は、決済に伴うリスクを軽減して決済制度の効率的・費用効果的な作用を実現するという観点から定められたものであって、決済サービス提供者とその利用者について規定する PSD 1 とは異なる目的を有するものであり、銀行間決済におけるファイナリティが理論的には銀行破綻に関する銀行間清算および決済 (settlement and clearing) に結びつけられるのに対して、一般的には、支払指図の「不撤回時点 (non-revocation point)」は、決済手続きにおいてより早い時期にあるものと指摘されている [MAVROMATI 2008, p. 240]。

支払指図が撤回不能になることによって決済サービス提供者とその利用者との間で決済取引がファイナリティになる、すなわち、いったん支払人の決済サービス提供者 (仕向銀行) によって受領された支払指図 (振込指図) は、決済制度全体において決済サービスの迅速・安全な処理を行うという目的において、停止されたり巻き戻されたりすることがなくなることを意味するものとすれば、特約に基づいて、支払指図の受領時後になされるその撤回は、どのような効力を生じるのであろうか。PSD 1 においては、この点は明確に規定されておらず、PSD 1 の対象とする決済サービスや支払指図には支払人から始めるものであるか受取人から始めるものであるかなどの異なる種類を含んでいるため

に、「支払指図の撤回不能性」は、複雑な概念として残されているように思われる。

学説によれば、「支払指図の撤回」は、「引落しの拒絶（objection to debit）」と区別されるものであり、「提出した指示（instruction）を実行しないように、決済サービス提供者に対してなされる決済サービス利用者からの指示」を指すものと理解されている〔MAVROMATI 2008, p. 239〕。支払指図の撤回は、決済取引の実行前に問題となることから、後述の「すでに実行された」無権限決済取引の場合に支払人に与えられる払戻（refund）権とも区別され、まだ「ファイナルになっていない状態、つまり、顧客の指図がその銀行によって受け取られる前の期間の解約（cancelling）として定義することができる」〔MAVROMATI 2008, p. 239〕ものと指摘されている。

そして、PSD 1 は、すでに支払指図が実行されてしまっている場合に、枠契約や法律などによって、この実行された決済取引の総額を決済サービス提供者から支払人に払い戻す（reimburse, rembourser）という一部の加盟国において採用されている扱いは、「新しい支払指図」になるものとも述べており（PSD 1 の説明（39）、PSD 2（委員会案）の説明（60））、支払指図の実行後には、もはや振込みを取りやめる（撤回する）ことはできないと理解されているのであろう。そこで、特約に基づく支払指図の「撤回」は、決済取引が実行完了になる前に認められるものといえる。

ただし、PSD 1 において、決済取引の実行完了が具体的にどの時点を指すのかは明確でない。PSD 1 には、「実行期限（execution time）」として、支払指図受領後の翌営業日までに、支払人の決済サービス提供者は、受取人の決済サービス提供者に貸方記帳（入金）すべきものとしている（PSD 1 第69条 1 項。PSD 2（委員会案）第74条 1 項も同様）。また、支払人の決済サービス提供者は、「特に、決済取引の総額および実行時期を含む、正しい決済の実行（correct payment execution）について責任（liability）、および、受取人の口座に至るまでの支払いの連鎖（payment chain, la chaîne de paiement）において、当事者によるすべての不実行について完全責任（full responsibility）を想定すべき」も

のであり、「この責任 (liability) によって、支払人の決済サービス提供者は、総額が受取人の決済サービス提供者に対して貸方記帳〔入金〕されていない〔PDS 2 (委員会案) では、この後に、「または、遅れて貸方記帳〔入金〕された」という文言を追加している。〕場合には、国内の法律に従ってなされたすべての他の請求を害することなく、決済取引を正しくして、または、遅滞なく支払人に対して当該取引に関係する額を払い戻す (refund) べき」であると説明されている (PSD 1 の説明 (47)。PSD 2 (委員会案) の説明 (68) も同様)。そうすると、支払指図の実行完了についても、正しい支払指図がなされた場合を想定すれば、支払人の決済サービス提供者は、支払人の指図通りに、受取人の決済サービス提供者に貸方記帳〔入金〕することをもって足りると考えるのが整合的であろうか。

ii) フランス通貨金融法典における「振込指図の撤回不能性」

フランスでは、前述の EU 決済ファイナリティ指令は、通貨金融法典330-1条および330-2条において国内法化されている。また、PSD 1 が制定されるまでは、通貨金融法典には、銀行カードについて、「支払カード (carte de paiement) によってなされた支払指図または支払約束は、撤回することができない。」という規定 (同法典 (旧) L.132-2 条) があるのみであった。

今日では、PSD 1 を国内法化する「2009年7月15日のオールドナンス n° 2009-866」によって、通貨金融法典において、口座引落しや先日付振込等の例外を除いて、「決済サービスの利用者は、本規定に反する規定を除いて、支払人の決済サービス提供者によってその指図がいったん受け取られた場合には、支払指図 (ordre de paiement) を撤回する (révoquer) ことができない。」 (同法典 L.133-8 条 I 項) と規定されている。ただし、特約によって、この時期を変更できるのは (通貨金融法典 L.133-8 条 IV 項)、前述の EU 決済サービス指令と同様である。利用者が消費者である場合には、この規定に反する特約を締結することができない (通貨金融法典 L.133-2 条)。振込依頼人による受取人の預貯金口座への振込指図も、決済取引の一種であって、これらの規定が適用される (「決済取引」の定義は、通貨金融法典 L. 133-3 条 I 項に規定されている。

なお、前述の2012年破毀院判決は、この改正前の事案であったため、同条文は、適用されていない。

実務上は、仕向銀行と被仕向銀行とが同一である場合には、「振込依頼人の口座に借方記帳〔出金〕された時から不可能」であり、他方で、仕向銀行と被仕向銀行とが異なる場合には、「資金が被仕向銀行によって受領された時に撤回は技術上不可能になる」と指摘されている〔STOUFFLET 2012, n° 484 (p. 479)〕。そこで、仕向銀行による振込指図の受領後に特約によって撤回を認めるにしても、これらの時点が実務上の限界ということになるであろう。その時点より後については、フランスの学説には議論が見当たらないが、PSD 1の国内法化によってその基本的な考え方が取り入れられたものとすれば、仕向銀行から受取人に払戻しがなされたとしても、それは振込指図の撤回ではなく、逆方向の新しい支払指図がなされたものと解されることになるのであろう。

3. 金融機関の責任と振込依頼人の払戻権

ここまでで紹介したように、振込指図が撤回不能になる時期が早くに設定されていることから、フランスでは、振込指図の処理に関して何らかの問題が生じた場合に、振込依頼人がその振込資金を取り戻すことができるのかという疑問が生じる。

日本では、特に、誤振込事件（最判平8・4・26民集50巻5号1267頁）を契機として、振込依頼人による誤振込相当額の返還請求に関する議論が盛んになった。フランスでは、振込依頼人の振込資金の取戻しについて、PSD 1に沿った以下のような解決方法（支払人への払戻権の付与）が採用されている。

A. 無権限決済取引における解決策

PSD 1では、支払人が決済取引に同意をした場合にのみ、当該決済取引が権限付与された（authorised）ものと扱われる（PSD 1第54条。PSD 2（委員会案）第57条も同様）。そして、支払手段の紛失や盗難などについて、支払人が一定の損失を負担すべき場合（PSD 1第61条。PSD 2（委員会案）第66条も同様。）を除いて、支払人の同意に基づく権限付与のないままになされた無権限決済取

引 (PSD 1 第54条 2 項 2 段落。 PSD 2 (委員会案) 第57条 2 項 2 段落も同様。) については、適切な通知 (PSD 1 第58条。 PSD 2 (委員会案) 第63条 1 項も同様。) を受けた支払人の決済サービス提供者がその責任を負担するものとされている。すなわち、支払人の決済サービス提供者は、無権限決済取引にかかる総額を直ちに払い戻し (refund), 必要な場合には口座の借方記帳を回復するものとされている (PSD 1 第60条, PSD 2 (委員会案) 第65条)。

このような払戻しの手続きとして、たとえば、クレジットカードにおいて実務上行われている「チャージバック」制度は、その手続きの一種である [THE EUROPEAN COMMISSION, DG Internal market 2010, p. 3]。これは、国際ブランド (VISA・MASTER など) と契約を締結しているカード発行業者 (イシューアー) と加盟店契約事業者 (アクワイアラー) の間で行われるものであるが、EU 加盟国並びにアイスランドおよびノルウェーの政府が出資する欧州消費者センター・ネットワーク (ECC-Net) の報告書において、カードを利用する消費者も PSD 1 に基づいて法的にチャージバックを請求する権利を有するものと主張されている [The European Consumer Centers' Network 2014, pp. 4 and 6]。

フランスも、PSD 1 を国内法化して、決済サービス提供者は、無権限決済取引 (通貨金融法典 L. 133-7 条 2 段落) に対して、支払人からの適切な通知 (同法典 L. 133-24 条) を受ければ、直ちに全額を払い戻し (rembourser), または、必要な場合には、その振込みがなされる前の状況に口座を回復しなくてはならないものとされている (同法典 L.133-18 条)。

なお、「支払指図」(振込指図を含む) は、決済取引 (振込取引を含む) を開始させるものであり、支払人からも、その同意を得た受取人からも、なすことができるのであるが (通貨金融法典 L. 133-3 条 II 項), 権限付与としての「同意」は、支払人のみがなすことができる (同法典 L. 133-6 条) ものとして、支払指図とは区別されている。無権限決済取引は、後者の「同意」を欠く場合を指している。この同意も、支払指図が撤回不能になると同時期に、撤回できなくなるものとされている (通貨金融法典 L. 133-7 条 3 段落)。

B. 金融機関による振込指図の不実行または瑕疵ある実行の場合の解決策

PSD 1 では、支払人の決済サービス提供者は、支払指図の不実行または瑕疵ある実行について、支払人に対して「厳格責任」〔MAVROMATI 2008, p. 232〕を負う（PSD 1 第75条、PSD 2（委員会案）第80条）。このような厳格責任について、「立法者は、決済取引の条件をユーザー・フレンドリーに作成することを目的としたことは明らかである」〔MAVROMATI 2008, p. 244〕と指摘されている。ただし、「厳格責任」として理解されているとはいえ、この場合に、決済サービス提供者は、不可抗力によること（PSD 1 第78条、PSD 2（委員会案）第83条も同様。）や、決済サービス利用者によって提示された受取人を示す固有 ID〔固有識別子〕（unique identifiers）が誤っていたこと（PSD 1 第74条、PSD 2（委員会案）第79条も同様。）を抗弁とすることができる。また、支払人の決済サービス提供者は、受取人の決済サービス提供者が決済取引総額を受け取ったことを証明した場合には、責任を負わないものとされている（PSD 1 第75条 1 項 1 段落、PSD 2（委員会案）第80条 1 段落も同様）。この場合には、決済取引の適切な実行について、受取人の決済サービス提供者が受取人に対して責任を負うものとされている（PSD 1 第75条 1 項 1 段落、PSD 2（委員会案）第80条 1 項 1 段落も同様）。

フランスでも、PSD 1 を国内法化して、同様の解決策が採用されている。すなわち、不可抗力（通貨金融法典 L.133-5 条）、および、利用者により提示された ID の誤り（同法典 L.133-22 条）を除いて、受取人の決済サービス提供者による資金の受領までは、正しい実行の責任を支払人の決済サービス提供者が負担する（同法 L.133-21 条）。これらの規定が口座振込みに適用される場合には、振込指図受領時から被仕向銀行による資金受領時までは、仕向銀行が振込依頼人に対して不実行および瑕疵ある実行の責任を負い、被仕向銀行による資金受領後は、被仕向銀行が受取人に対して不実行および瑕疵ある実行の責任を負うことになる。このように振込指図が正しく実行されなかった場合の責任の所在が被仕向銀行による資金受領を基準にして仕向銀行と被仕向銀行の間で明確にされていることは、2012年破毀院判決において、振込指図の撤回不能時、

すなわち、仕向銀行による振込指図受領時に、弁済の効果が生じるとされていることと考え合わせると、振込依頼人にとっても受取人にとっても、安全な振込資金の移転を実現するのに役立つものといえよう。

C. 受取人によって開始された決済取引の場合の解決策

PSD 1 では、権限付与された決済取引であっても、受取人によって、または、受取人を通じて開始されたものについては、その権限付与時において総額が明らかにされておらず、かつ、従前の取引態様などから合理的金額を超える金額になっている場合には、支払人は、その決済サービス提供者に対して払戻しを請求できる (PSD 1 第62条および第63条。PSD 2 (委員会案) 第67条および第68条も同様)。フランスでも、同様に規定されている (通貨金融法典 L. 133-25条)。口座振込みの場合、日本では、いわゆる口座自動引落しや口座自動振替がこれに相当するであろう。

D. 明文の規定を欠く場合の解決策

ここまで述べてきた解決策によって振込依頼人の払戻権が成立せず、振込依頼人の振込指図において支払額や受取人に誤りがあった場合には、振込指図が仕向銀行によって受領された後には撤回ができないのであるから、フランスでは、支払人は、受取人に対して、非債弁済返還訴権 (action répétition de l'indu) を行使することになるものとされている [COQUELET 2011, n° 739] [PIE-DELIÈVRE 2012, n° 399]。

ただし、支払人によって提示された受取人の固有 ID が誤っていた場合、「支払人の決済サービス提供者は、決済取引において投入された資金を回復するよう努める (s'efforce de récupérer) もとする。」と規定されている (フランス通貨金融法典 L. 133-21条第3段落)。この規定は、PSD 1 第74条3項 (PSD 2 (委員会案) 第79条3項も同様。) を国内法化したものである。そこで、口座振込みの場合にも、仕向銀行は、その振込資金を回復する努力義務を負うことになる。

V. 破毀院判例の発展を整合的に説明する学説の検討——「条件付弁済」という考え方

ここまでで紹介したように、フランスでは、通貨金融法典において、口座振込みによる支払いが法定の義務とされる場合がある（さらには、これに違反すると罰金が科されるときもある）こと、および、振込指図の撤回不能性が法定されていることは、口座振込みによる支払いを現金による支払いへとより接近させる要因になっているものと思われる。実際に、フランスにおいて、2012年破毀院判決が振込指図の受領時に弁済の効果が生じることを認めたことは、現金の受領時に弁済の効果が生じるのと同様であり、このような接近を示す事象とみることができるであろう。

そうであるにしても、金銭債務の弁済のために現金を用いる場合と預金を用いる場合とでは、後者の場合に、金融機関による資金移転が介入することから、なお違いが存在することも考慮に入れる必要がある。そのため、フランスにおける金銭債務の弁済に関する伝統的な考え方（現金の授受による本旨弁済）と、口座振込みによる弁済に関する破毀院判例の展開を架橋する必要があるとされている。

そこで、以下では、このことを試みる近年のフランスの学説〔BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012〕を、紹介して検討していくことにする。

1. 振込指図の撤回不能時から生じる「振込資金上の権利」移転

A. 振込指図の撤回不能性が法定されている場合の説明方法

フランスにおいて、口座振込みの実行は、従来、法的には、債権譲渡であるとか、指図（*délégation*）であると説明されてきた（V.〔RIVES-LANGE 1968, p. 411〕〔BONHOMME 2008, n° 36-42〕〔DEVÈZE, PÉTEL 1992, n° 391〕〔PIE-DELIÈVRE 2012, n° 396〕）。近年の学説は、これらの考え方を批判して、振込みによって受取人が預金債権を取得することは、債務者の変更も生じているために単なる債権譲渡とはいえず、また、振込みの実行によって振込資金の現実

の移転 (transfert réel de fonds) が生じ、この移転が現金の交付 (tradition de monnaie fiduciaire) に比肩することを学説が今日では認めているために指図 (délégation) ともいえないことを指摘する [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, pp. 447-448]。その上で、この学説は、口座振込みを「振込指図 (ordre de paiement)」から生じる振込資金の移転と、この移転を実現するための「振込みの実行」とに区別して、次のように分析する。

債権譲渡による分析は、かつて考えられてきたのとは異なる段階に立ち戻る。すなわち、受取人の振込資金に対する権利 (le droit du bénéficiaire sur les fonds) は、振込資金に対する債権権原 (titularité de la créance) そのものであり、この振込資金の移転は、振込指図 (ordre de paiement) によって引き起こされたのである。そして、受取人は、依頼人の決済サービス提供者〔仕向銀行〕の債権者になり、口座残額上のこの債権 (creance de provision) は、振込みの実行 (réalisation) によって支払われる〔なお、ここにいう「provision」は、一般的な意味で用いられ、支払手段によって支払われた債権額に相当する貸方勘定の差引残高部分を意味しており、有価証券の発行を正当化する支払人に対する振出人の債権に相当するという技術的な意味ではないとされる [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, p. 446 (note 44)]〕。この意味において、判例〔1983年破毀院判決〕は、改正以前に、振込指図の撤回不能性と振込資金の移転 (transfert de la provision) とを結びつけ損なっていたはいなかったのである。これに対して、あらゆる譲渡には、受取人の同意が必要であるという反論もある。しかし、撤回不能性は、法律に基づくものであり、後者〔法律〕は、同様に移転の根拠でもあるのであって、その移転は、振込指図の受領に結びつけられた法律上の効力である。[BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 18]

フランスの破毀院判例 (1983年破毀院判決) 及び学説は、振込指図の撤回不能時から、受取人が振込資金上に決定的な権利を取得することについて、異論なく認めてきたものとされている [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 18]。しかし、このことを説明するための一致した理解は、学説にみられなかった

（前述 IV.2.A）。学説〔BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012〕が指摘するように、振込指図の撤回不能性が法律に定められたことによって、この撤回不能により振込資金上の権利移転が生じて、それらが振込指図の受領時に結びつけられることによって、この時に弁済の効力が発生することを容易に説明できるようになったものと思われる。

支払指図の撤回不能性は、PSD 1 について述べたように、本来的には、振込取引も含めた決済取引にかかわる規定であって（前述 IV.2.B.i）、債務者（支払人である振込依頼人）と債権者（受取人）の間の弁済の効力に対して影響を与えることを予定する規定ではないはずである。フランス通貨金融法典は、PSD 1 第 4 条 5 号（PSD 2（委員会案）第 4 条 5 号も同旨。）の定義を踏まえて、決済取引は、「支払人と受取人の間にあるすべての原因債務から独立した、資金の払込み（verser）または移転（transférer）、引出し（retirer）にその本質がある」（同法典 L. 133-3 条 I 項〔傍点筆者〕）ものとしている。

そうであっても、振込指図が撤回不能になれば、振込資金は、振込依頼人から受取人に対して不可逆的に移転していくものと考えざるを得ない。そこで、振込制度上、振込依頼人から受取人へと一方的に移転する振込資金は、撤回不能を生じさせる仕向銀行による振込指図の受領時において、その移転が停止されることも巻き戻されることもなくなるのであるから、振込依頼人である債務者と受取人である債権者の間においても、仕向銀行による振込指図の受領があれば、振込資金は依頼人の財産から流出して弁済のための資金になったものと考えることができるというのであろう。これによって、従来の判例および学説において振込指図の撤回不能性が振込資金の帰属と結びつけられてきたこと（前述、IV.2.A）と、弁済の効力とが理論的につなげられたものと考えられる。

次に論じる PSD 1 の国内法化以前のフランスの学説に示されるように、振込指図の撤回不能性およびその時期に関する明文の規定がなくても、振込資金の移転をこれと結びつける理論的な説明は可能である（後述、B）。しかし、そのためには、振込指図の撤回不能性がいつ、どのように生じるのか、振込資金上の権利移転の効果はそれとどのように結びつくのかということを明らかに

しなければならない。フランスの破毀院判決および学説の展開をみると、振込指図の撤回不能性を立法化することは、このような疑義の生じうる理論上の問題を解決するのに有益であることを示しているものと思われる。

B. 振込指図の撤回不能性が法定されていない場合の説明方法

前述の [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012] の見解は、振込指図の撤回不能性が法律に定められていることに基づいて研究されたものであった。しかし、日本においては、振込指図の撤回不能性が法定されていない。そこで、通貨金融法典 L.133-8 条によって振込指図の撤回不能時が明確に規定される以前の破毀院判例が参考になりそうである。破毀院は、EU 決済ファイナリティ指令を国内法化した「通貨金融法典 L. 330-1 条 III 項によって、銀行間為替システム (Système Interbancaire de Télécompensation, SIT) の操業規則に合致した日および方法において振込指図が撤回不能となったときに振込みの受取人が資金について完全に権利を獲得する」(2007年破毀院判決) と述べたのに続いて、「通貨金融法典 L.330-1 条によると、銀行間為替システム (SIT) の操業規則に合致した方法によって、その指図が撤回不能となった日に、債務者からの弁済を受けたものとみなされる」(2012年破毀院判決) と判示した (前述, III. 3 .A [東洋法学59巻1号216-218頁])。このように、振込指図の撤回不能は、内国為替制度の操業規則によって定まるものとされたのである。

清算機関の操業規則が銀行の顧客も拘束することは、すでに破毀院商事部 2001年7月17日判決 (Cass. com., 17 juill. 2001; *JCP G* 2003, II, 10004, note X. Pradel; *RD banc. et fin.* 2001, comm. 178, obs. F.-J. Crédot et Y. Gérard ; *D.* 2001, act. *Jurispr. p.* 2738, obs. X. Delpech ; *RTD com.* 2001, 957, obs. M. Cabrillac.) においても認められていた。同判決は、「計算書約束手形 (billet à ordre relevé) の受領を承諾して、申し立てない (non alléguée) という特約のない限り、当該事実によって、[原告は] 清算機関の規則 (règlement de la chambre compensation) に加入した (adhéré) ものと考えられる」と述べて、「銀行」がその顧客に対して当該規則を援用することを認めた。しかし、その根拠は、明確ではない。このことは、フランスにおいては、契約の相対効の原則 (フランス民法典1165

条）が判例によって厳格に解されてきたことに反するようにみえるからである。たとえば、破毀院商事部1984年5月16日判決（Cass. com., 16 mai 1984 : D. 1985, inf. rap., 329, obs. M. Vasseur.）は、受取人は、非債弁済の取戻しに関する規定を欠く場合に、清算機関の規則に基づいて期間内に支払人の銀行が小切手を拒絶できないとされていることを援用できないとする。ただし、その後、破毀院商事部1995年11月28日判決（Cass. com., 28 nov. 1995: Bull. civ. IV, n° 271; RTD com. 1996. 98, obs. M. Cabrillac.）は、「特約のない限り、計算書為替手形（*lettre de change relevé*）の発行によって、〔銀行の顧客は〕清算機関の規則（*règlement de la chambre de compensation*）に加入したものとみなされる」と述べて、「銀行の顧客」が当該規則を援用することを認めている。

前述の破毀院商事部1995年11月28日判決は、計算書為替手形（LCR）に関するものであり、これに対して、前述の破毀院商事部2001年7月17日判決は、計算書約束手形（BOR）に関するものであるが、「二つの有価証券は、その扱いにおいて違いがない」ものと考えられている〔CABRILLAC 2001, p. 957〕。いずれの判決も、金融機関の顧客が「清算機関の規則（*règlement de la chambre de compensation*）に加入したものとみなされる」と述べており、このように説明することによって、契約の相対的効力の原則に反しないように配慮しているようである。しかし、このような破毀院の考え方に対しては、学説で疑問も示されており、前述の破毀院商事部2001年7月17日判決の評釈には、銀行間の慣習の顧客に対する対抗力の問題として検討するものもある〔PRADEL 2003, p. 34〕。

LCRについても、BORについても、清算機関の操業規則がその顧客に対して法的な影響を与えることについては、このように理論的な課題を抱えつつも、破毀院商事部の認めるところである〔PRADEL 2003, p. 32〕。口座振込みについても、フランスにおいて、振込指図の撤回不能が法律で規定される以前に、内国為替制度の操業規則が振込依頼人と受取人の間の関係に影響を及ぼすことが破毀院商事部において判断されたことは、このような一連の流れに沿うものであろう。すでに、イギリスにおいても、判例・学説を検討して、内国為

替制度の決済システム（即時グロス決済）の「特徴が、受取人とその口座開設銀行の契約関係を通じて、受取人にも影響を及ぼす可能性がある」ことが指摘されている [嶋 2006, 222頁]。同様の傾向がフランスにおいても認められることは、振込依頼人である債務者と受取人である債権者の二者関係と、銀行相互間における内国為替取引とは完全に別個の独立したものではなく、振込依頼人・仕向銀行・被仕向銀行・受取人の四者が関わる振込取引関係を全体として統合して捉えるべきことを示しているものと思われる。

2. 小切手に関する「条件付弁済」理論の口座振込みへの類推

ここまでで紹介したように指図の撤回不能性に基づいて、振込依頼人の提供した振込資金の受取人に対する移転が生じると考えることができるにしても、これによって直ちに弁済の効力が生じると考えられるわけではない。弁済には、債権の満足が必要と考えられているからである [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 1]。

そこで、学説 [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012] は、振込みによる弁済の効力を説明するために、小切手との類推によって [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 19], 「条件付弁済 (paiement conditionnel)」という考えを提示する。すなわち、小切手については、破毀院民事部2001年4月4日判決 (Cass. Civ. 1^{re}, 4 avr. 2001, *Bull. civ. I.*, n° 102 ; *D.* 2001. Somm. 3323, obs. H. Groutel.) が「小切手の振出し (remise) は、その現金化 (encaissement) を条件として弁済 (paiement) になる」という定型表現を用いており [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 25], 振込みについても『条件付弁済』という省略された表現は、債務者が撤回できない手続きを開始することによって期待されるすべてのことをなした場合のみ条件付弁済が存在するものと理解されて、『債務者の履行行為の本質的効力、すなわち消滅的効力と免責的効力が債権者の満足に留保されることを確認する』ことを示す [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 30] と指摘される。

さらに、履行の効果としての「免責と消滅とは、実際には、同一事実のふた

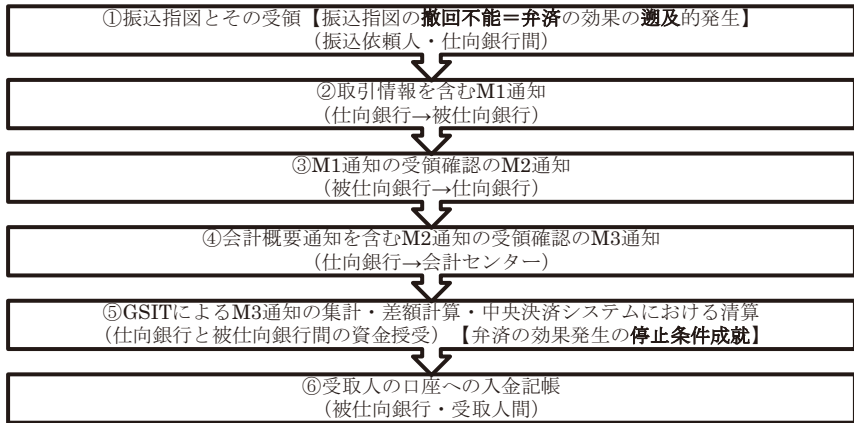


図2 学説〔BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012〕による弁済の効果の説明

つの側面として現れる」ことを指摘し、同論考は、「債務の消滅としての免責は、不可分であって、債権者の満足に留保されている〔債権者の満足を停止条件としている〕」〔BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 27〕という。

このような「条件付弁済」という考え方は、債権法の代表的な教科書においても、振込みに関する記述ではないが、類似の説明を発見することができる。〔BÉNABENT 2012, n° 782〕は、弁済の効果を「免責的效果 (effet libératoire)」と「消滅的效果 (effet extinctif)」のふたつに分けて、たとえば、債務者が小切手で支払った場合、債権者によるその小切手の現金化のみが債務を消滅させることになるが、債権者が受け取った小切手を現金化するのをわざと遅らせてこの効力を生じさせるという不都合を避けるために、この消滅の効果は、その引当資金 (provision) が十分で債権者が現金化できることを停止条件として生じるのであり、債務者は、小切手を提示した時に直ちに「免責」されるものと述べる。そして、その場合、口座残額が十分であれば、現金化が弁済期後であっても、条件の溯及的働きによって小切手を提示した時点で免責されるものと指摘している（同様の説明を採用するものとして、〔TERRÉ, SIMLER, LEQUETTE 2013, n° 1341〕〔FLOUR, AUBERT, SAVAUX 2013, n° 113 (p. 104)〕。本

稿において紹介した口座振り込みの弁済的効力に関する近年の学説 [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012] の説明は、このような学説の影響を受けているものと思われるが、免責的効果と消滅的効果とを分離することなく、振込指図が撤回不能になった時点において、この二つの効果が遡及的に同時発生すると考える点において異なっている [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 30]。

[BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012] は、このような債権者の満足を停止条件とする弁済の効力について、条件不成就の場合（たとえば、債務者の提供する資金の不足や、債権者が債務者による銀行振込みを拒絶しているためにまだ被仕向銀行が資金を受け取っていない場合）には、弁済は、無効であり（フランス民法典 1178 条および 1134 条 3 項） [BOUGEROL-PRUD'HOMME 2012, n° 36]、条件成就の場合には、振込指図の受領に遡って（停止条件の遡及効につき、フランス民法典 1179 条）、弁済の債務消滅的効力が生じるものと述べる（この考え方は、前掲の図 2 のように表すことができよう）。

資料

本稿において言及した外国の条文について、筆者による仮訳は、以下の通りである。なお、目次では、資料は、本研究の末尾に掲載することになっているが、便宜上、本号に掲載する。

1. EU 決済サービス指令

決済サービス指令 (PSD 1) については、[平田 2011, 306-398 頁] に全訳がある。そこで、以下では、本研究に関連する部分に限って、2013年に欧州委員会によって提案され、2015年後半にも正式な採択が予定（2015年5月5日の欧州委員会のプレスリリース IP/15/4916による。）されている「決済サービス指令の改正案 (Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on payment services in the internal market and amending Directives 2002/65/EC, 2013/36/EU and 2009/110/EC and repealing Directive 2007/64/EC)」(PSD 2 (委員会案)) を紹介し、本稿において PSD 1 に基づいて研究したことが、PSD 2 (委員会案) においても同様に議論しうることを確

認することにする。以下、PSD 2（委員会案）の条文を紹介するにあたって、下線部（一重線）は文言を新しく挿入することが提案されているもの、下線部（二重線）は条文中の参照条文数の変更が提案されているものについて、筆者が下線を書き加えた。また、その他の変更点については、〔 〕内に記入した。

- 説明 (recital) (58) 財政計画および支払義務の適時における履行を目的として、消費者および企業は、支払指図 (payment orders, ordres de paiement) [「支払指図」とは「支払人または受取人によって、その決済サービス提供者に対して、決済取引の実行を求める指示 (instruction)」を意味する (PSD 2 (委員会案) 第 4 条 18 号)。「支払人 (payer)」とは、「決済口座を保有してその決済口座から決済指図を許可する (allow) 自然人もしくは法人、または、決済口座がない場合には、決済指図を与える (give) 自然人もしくは法人」を意味する (PSD 2 (委員会案) 第 4 条 8 号)。] が実行される期間についての確かな認識を必要とする。それゆえに、本指令は、権利と義務とが効力を生じる時点 (a point in time) を導入すべきである。その時点は、すなわち、決済サービス提供者が支払指図を受領した時である。それは、支払指図の創設および移転に至るまでの手続きにおける事前の関与、たとえば、担保および資金の利用可能性に対する調査、または、個人識別番号 (PIN) の使用に関する情報、または支払約束 (payment promise, promesse de paiement) の交付にかかわらず、決済サービス契約において合意されたコミュニケーション手段を通じて支払指図を受け取ることができた時も含むものである。さらには、支払指図の受領は、支払人の口座から借方記帳する〔出金する〕という支払指図を支払人の決済サービス提供者が受領する時に生じるべきである。たとえば、カード支払いやダイレクトデビットの場合に、受取人が決済サービス提供者に対して回収のための支払指図を引渡した日もしくは瞬間、または、受取人が支払人の決済サービス提供者によって関連する総額について (総額に対する条件付きの与信の方法によって) 事前融資を得た日もしくは瞬間は、この観点には関係しない。決済サービス提供者が約定のまたは法律上の拒絶理由を有し

ない限りは、利用者は、完全に有効な支払指図の適切な実行を信頼することができる。そのために、決済サービス提供者が支払指図を拒絶する場合には、EU法および国家法の要件に従って可能な限り最も早くに (*the earliest opportunity, le plus rapidement possible*)、拒絶理由が決済サービス利用者に対して知らされねばならない。〔PSD 1の説明 (37) に相当する。〕

- － 説明 (59) 決済取引〔「決済取引」とは「支払人によってもしくはその計算において、または、受取人によって開始された行為であり、支払人と受取人の間にある基本的債務関係にかかわらず、資金の払込み、移転、引出しをするもの」(PSD 2 (委員会案) 第4条5号)と定義されている。〕を扱う完全に自動化された現代的な決済制度に伴う迅速性は、一定の期間経過後には、高い費用のかかる手動での介入なくして支払指図を撤回する (*revoke, révoquer*) ことができないことを示しているのであるが、このような迅速性の観点を考慮して、支払いの明確な撤回期限を定めることが必要である。しかしながら、決済サービスのタイプおよび支払指図のタイプによって、この時点は、当事者の合意によって変更することができる。撤回は、この文脈において、決済サービス利用者と決済サービス提供者の間のみ適用されるのであり、それゆえに、決済制度における決済取引の撤回不能性およびファイナリティを害することはない。〔PSD 1の説明 (38) に相当する。〕
- － 説明 (60) 支払人と受取人の間の紛争に際して、支払人の枠契約〔「枠契約 (*framework contract*)〕とは、「個別のおよび継続的な決済取引の将来の実行を定め、決済口座を設定するための債務および条件を含むことのできる決済サービス契約」を意味する (PSD 2 (委員会案) 第4条14項。〕または規則、命令、ガイドラインを適用して、実行された決済取引の総額を支払人に払い戻す (*reimburse, rembourser*) といういくつかの加盟国の法律に規定されている決済サービス提供者の権利または義務について、そのような撤回不能性は、影響を与えることがない。そのような払戻しは、新しい支払指図として考えられる。ただし、支払指図の基礎になる関係から

生じた法的紛争が支払人と受取人の間でのみ解決されるべきものである場合を除く。〔PSD 1 の説明（39）に相当する。〕

- 説明（68）支払人の決済サービス提供者は、特に、決済取引の総額および実行時期を含む、正しい決済の実行について責任（liability）、および、受取人の口座に至るまでの支払いの連鎖において当事者によるすべての不実行について完全責任（full responsibility）を想定すべきである。この責任（liability）によって、支払人の決済サービス提供者は、総額が受取人の決済サービス提供者に対して貸方記帳〔入金〕されていない、または、遅れて貸方記帳〔入金〕された場合には、国内の法律に従ってなされたすべての他の請求を害することなく、決済取引を正しくして、または、遅滞なく支払人に対して当該取引に係する額を払い戻す（refund）べきである。支払人または受取人は、決済サービス提供者の責任による誤った決済に関するいかなる費用も負担すべきでない。決済取引の不実行、または、瑕疵あるもしくは遅れた実行の場合には、加盟国は、決済取引提供者の正しい決済取引の決済日（value date）を、常に、正しい実行の場合の決済日と同一のものとする。〔PSD 1 の説明（47）に相当する。〕

- 第19条 責任（Liability）〔PSD 1 第18条に相当する。〕

1. 加盟国は、決済機関〔「決済機関（payment institution）」とは、「EUにおいて決済サービスの提供と実行について第10条（承認の付与）に従って承認を与えられた法人」を意味するものとされる（PSD 2（委員会案）第4条4項）。〕が取引作用の実行について第三者に依存する場合に、これらの決済機関が本指令の要件を満たすことを確実にするための合理的方法を採用することを確実にするものとする。
2. 加盟国は、決済機関がその被用者、または、外部委託されたすべての代理人もしくは支店もしくは主体の行為について完全に責任を負うことを確実にするものとする。

- 第54条 範囲〔PSD 1 第51条に相当する。〕

1. 決済サービス利用者が消費者でない場合には、決済サービス利用者及

び決済サービス提供者は、第55条1項、第57条3項、ならびに、第64条および第66条、第67条、第68条、第71条、第80条が、全体または部分的に提供されないことを合意することができる。決済サービス利用者及び決済サービス提供者は、第63条に定められたのとは異なる時期を合意することもできる。

2. 加盟国は、決済サービス利用者が消費者でない場合には、第91条が適用されないことを規定することができる。
 3. 加盟国は、本章の規定が小企業についても消費者と同様に適用されることを規定することができる。
 4. 本指令は、2008/48/EC 指令〔消費者信用指令〕、または、EU 法に合致しており、本指令によって調和されない、消費者信用を与えるための条件に関する他の関係する EU 法および国家立法を損なうことがないものとする。
- － **第57条 同意 (consent) および同意の撤回**〔PSD 1 第54条に相当する。〕
1. 加盟国は、支払人が決済取引に同意をした場合にのみ、当該決済取引が権限付与された (authorised) ものと考えることができることを確実にするものとする。決済取引は、事前または支払人とその決済サービス提供者の間で合意されている場合には事後に、権限付与されることができる。
 2. 一つの決済取引または一連の決済取引の実行に対する同意は、支払人と決済サービス提供者の間で合意された様式によるものとする。同意は、受取人を通じて、直接にまたは間接にも与えられうる。支払人が第三の決済サービス提供者〔「第三の決済サービス提供者 (third party payment service provider)」は、PSD 2 (委員会案)において新しく導入された概念であり、「口座を管理する決済サービス提供者ではない決済サービス提供者によって提供された決済口座に対してアクセスすることに基づくサービスであり、(a) 決済開始サービス、(b) 口座情報サービスの形態をとる」事業活動を行う決済サービス提供者を意味

するものとされている（PSD 2（委員会案）の第4条11項，Annex I）に対して，口座を管理する決済サービス提供者〔「口座を管理する決済サービス提供者（account servicing payment service provider）」とは，「支払人のために決済口座を提供し，維持する決済サービス提供者」を意味するものとされている（PSD 2（委員会案）の第4条10項）〕と取引を開始する権限を与えている場合には，決済取引の実行に対する同意が与えられたものとみなされる。

同意を欠く場合には，決済取引は，無権限（unauthorised）と考えられるものとする。

3. 同意は，いつでも撤回（withdraw）できるが，第71条に基づく撤回不能時点で遅れて撤回することはできない。一連の決済取引の同意は，将来の決済取引が無権限とみなされるという効果を伴って，撤回（withdraw）することができる。
 4. 同意を与える手続きは，支払人とそれに関係する決済サービス提供者の間で合意することができる。
- － **第63条 無権限で，または，誤って実行された決済取引の通知**〔PSD 1 第58条に相当する。〕
1. 決済サービスの利用者は，第80条において規定された場合も含めて，請求原因となる無権限で実行された，または，誤って実行された決済取引に気付いたことを，遅滞なく，かつ，引き落とし日から13ヶ月以内に，その決済サービス提供者に対して通知した場合に限り，決済口座を管理する決済サービス提供者から訂正（rectification, correction）を受けるものとする。ただし，該当する場合，決済サービス提供者が第3編〔条件の透明性および決済サービスに関する情報の要求〕に合致した決済取引の情報を提供しなかった，または，それを利用できるようにしなかったときには，この限りでない。
 2. 第三の決済サービス提供者が関係する場合には，決済サービス利用者は，第65条（2）および第80条（1）を害することなく，本条第1項

に従って、決済口座を管理する決済サービス提供者からも、同様に、訂正を受けることができるものとする。

－ **第64条 権限付与の証拠および決済取引の実行の証拠**〔PSD 1 第59条に相当する。〕

1. 加盟国は、決済サービス利用者が実行された決済取引を否定する場合、または、決済取引が正しく実行されなかったと主張する場合、決済サービス提供者および、関与して必要な場合には、第三の決済サービス提供者が、当該決済取引が権限付与されていること、適切に記録されていること、口座に入金され、そして、技術的障害その他の影響を受けていないことを証明することを要求するものとする。

決済取引が第三の決済サービス提供者を通じて提供された場合には、当該決済サービス提供者は、当該決済取引がその責任を負う当該決済取引に関連する技術的障害その他の影響を受けていないことを証明する責任を負うものとする。

2. 決済サービス利用者が実行された決済取引を否定する場合、必要な場合には第三の決済サービス提供者を含む、決済サービス提供者によって記録された決済手段の利用それ自体では、決済取引が支払人によって権限付与されたこと、および、支払人が詐欺的または第61条に基づく義務の一つもしくは複数について意図的にもしくは重大な過失によって履行しなかったことを証明するには、十分ではないものとする。

－ **第65条 無権限決済取引に関する決済サービス提供者の責任 (liability)**〔PSD 1 第60条に相当する。〕

1. 加盟国は、第63条を害することなく、無権限決済取引の場合には、支払人の決済サービス提供者が無権限決済取引にかかる総額を直ちに払い戻し (refund, reimburse)、また、必要な場合には、無権限決済取引が行われなかった状態に借方記帳〔出金〕された決済口座を回復することを確実にするものとする。同様に、支払人の決済口座に対するク

レジット・バリュエート〔振込決済日。「バリュエート (value date)」とは、「決済口座へ借方記帳〔出金〕または貸方記帳〔入金〕された資金に対する利息の計算のために決済サービス提供者によって用いられる参照時間」とされる（PSD 2（委員会案）第4条19項。）が借方記帳日〔出金日〕に遅れないことも確実にするものとする。〕

2. 第三の決済サービス提供者が関与する場合には、口座を管理する決済サービス提供者が無権限決済取引の総額を払い戻すものとし、また、必要な場合には、無権限決済取引が行われなかった状態に借方記帳された決済口座を回復するものとする。第三の決済サービス提供者による口座を管理する決済サービス提供者に対する財政的賠償 (financial compensation, indemnisation financière) を適用することができる。
3. さらなる財政的賠償は、支払人と決済サービス提供者の間で締結された契約に対して、または、必要な場合には、支払人と第三の決済サービス提供者の間の契約に対して適用される法律によって決定される。

－ 第66条 無権限決済取引に関する支払人の責任 (liability)〔PSD 1 第61条に相当する。〕

1. 第65条にかかわらず、支払人は、50ユーロを上限として、紛失したもしくは盗難された支払手段から生じた、または、〔PSD 1にある「支払人が個人セキュリティ機能を安全に保持するのに失敗した場合には」という文言が削除されている。〕支払手段の濫用から生じた無権限決済取引に関する損失を負担する義務を負う。

支払人は、詐欺的行為によってまたは第61条に規定された義務の一つもしくは複数を故意もしくは重大な過失 (gross negligence) によって履行しないことによって引き起こされた場合には、その無権限決済取引に関する損失のすべてを負担するものとする。その場合には、本条第1段落に言及された上限額は適用されないものとする。隔地コミュニケーションを通じた決済について、決済サービス提供者が強い顧客の認証〔「強い顧客の認証 strong customer authentication」〕とは、「独

自の知識, 所有, 内属 (inherence, inhérence) に分類される複数の要素を使用し, 一つの違反が他のものの信頼性を損なわず, 認証情報の秘密性を保護するように設計された, 自然人または法人の同一性の認証のための手続き」を意味する (PSD 2 (委員会案) 第4条22項)。欧州中央銀行の「インターネット決済のセキュリティのための勧告」によれば, 前述の要素は, i) 顧客のみが有する知識 (たとえば, パスワード, コード, ID), ii) 顧客のみが有する物 (たとえば, トークン, スマートカード, 携帯電話), iii) 顧客のバイOMETリックな特徴 (たとえば, 指紋) に分類される [European Central Bank 2013, p. 3]。を要求しない場合には, 支払人は詐欺的に行為した場合にのみ財政的結果を負担するものとする。受取人または受取人の決済サービス提供者が強い顧客の認証を受け取るのに失敗した場合には, 支払人の決済サービス提供者に対して生じた財政的損失を払い戻すものとする。[本項後段は, PSD 1 第61条2項に規定されていたものに相当する。PSD 1 において第3項に規定されていた払戻しの減額規定は削除されている。]

2. 支払人は, 詐欺的に行為した場合を除いて, 第61条 (1) (b) に従って通知をした後に, 紛失した, または, 盗難された, 濫用された支払手段の使用から生じた財政的結果を負担しないものとする。決済サービス提供者が第62条 (1) (c) に基づいて要求される, 紛失した, または, 盗難された, 濫用された支払手段の通知方法を常時適切な方法で提供していない場合には, 支払人は, 詐欺的に行為した場合を除いて, 支払手段の使用から生じた財政的結果に対する責任を負わないものとする。[本項は, PSD 1 第61条4項および第5項に相当する。]

- 第67条 受取人によって, または, 受取人を通じて開始された決済取引の払戻し [PSD 1 第62条に相当する。]

1. 加盟国は, 受取人によって, または, 受取人を通じて開始された権限付与されたすでに実行された決済取引について, 以下の各号の条件を

満たす場合には、支払人が決済サービス提供者から払戻しを受ける権利を確実にするものとする。

- (a) 権限付与がなされた時点において、その権限付与によって決済取引の総額が明示されていない場合、および
- (b) 決済取引総額がそれ以前の支払いパターン、および、枠契約における条件、諸般の事情に照らして、支払人が合理的に想定することのできる総額を超過している場合。

決済サービス提供者の請求に基づいて、支払人は、上述の条件が満たされていることを証明する責任を負う〔PSD 1 においては、「支払人はそのような条件に関連する事実上の要素（factual element）を提供する」と規定されていた。〕ものとする。

払戻しは、実行された決済取引の総額である。これは、支払人の決済口座に対するクレジット・バリュエート〔振込決済日〕が借方記帳日に遅れないことを意味する。

ダイレクトデビット〔その定義は、「支払人の受取人または受取人の決済サービス提供者または支払人自身の決済サービス提供者に対して与えられた同意に基づいて、支払人によって決済取引が開始された場合に、支払人の決済口座について引落しをする決済サービスを意味する」ものとされている（PSD 2（委員会案）第4条31項）。〕については、受取人がすでに契約上の債務を履行しており、かつ、役務がすでに支払人によって受領されたまたは物品が支払人によって消費された場合を除いて、支払人は、第68条に規定された制限時までは無条件の払戻権を有する。決済サービス提供者の請求に従って、受取人は、第3項において言及された条件が満たされていることを証明する責任を負うものとする〔PSD 1 においては「第1項に規定された払戻しの条件を満たさない場合にも、支払人がその決済サービス提供者から払戻しを受ける権利を有することを支払人とその決済サービス提供者の間の枠契約において合意することができる」ものとされていた〕。

2. しかしながら、第1項第1文(b)号の目的のために、第38条(1)(d)および第45条(3)(b)によって決済サービス提供者に対して同意した参照為替レートが適用される場合には、支払人は、為替取引に関連する理由を援用することができない。
 3. 支払人と決済サービス提供者の間の枠契約において、決済サービス提供者に対して決済取引を実行することに直接に同意した場合には支払人が払戻権を有しないこと、および、必要な場合には、期日の少なくとも4週間前に決済サービス提供者によってまたは受取人によって支払人に対して将来的な決済取引の情報が合意された方式によって提供され、または、利用できるようにすることを合意することができる。
- － **第68条** 受取人によって、または、受取人を通じて開始された決済取引の払戻しの請求〔PSD 1 第63条に相当する。〕
1. 加盟国は、資金〔「資金 (funds)」とは、「紙幣および貨幣、ならびに、預金通貨 (scriptural money), Directive 2009/110/EC〔電子マネー指令〕第2条2項に規定された電子マネーを意味する」ものとされている (PSD 2 (委員会案) 第4条17項)。〕の借方記帳〔出金〕から8週以内に、受取人を通じて開始された権限付与された決済取引に関する第67条に規定された払戻しを支払人が請求することができることを確実にするものとする。
 2. 払戻しの請求を受領した10営業日以内に、決済サービス提供者は、決済取引にかかる総額を払い戻すか、または、払戻しを拒絶することを正当化するものとする。後者の場合には、提供された正当化 (justification) を承諾しない場合に、第88条から第91条に従って、支払人が問い合わせることのできる主体〔組織〕を提示するものとする。
第1項に規定された支払サービス提供者の払戻拒絶権は、第67条(1)の第4項に規定された場合には適用されないものとする。
- － **第69条** 支払指図の受領〔SPD 1 第64条に相当する。〕
1. 加盟国は、受領の時点 (the point in time, le moment) が、支払人によ

て直接に、もしくは、第三の決済サービス提供者によって支払人のために開始された、または、受取人によってもしくは受取人を通じて間接的に開始された支払指図が支払人の決済サービス提供者によって受領された時であることを確実にするものとする。当該受領時点が支払人の決済サービス提供者にとって営業日でない場合には、支払指図は、翌営業日に受領されたものとみなされる。決済サービス提供者は、それを越えて受領されたいかなる支払指図も翌営業日に受領されたものとみなされるというカットオフタイム〔制限時間〕を営業日の終了に近い時に設けることができる。

2. 支払指図を開始する決済サービス利用者および決済サービス提供者は、支払指図の実行が、特定日にまたは一定期間の終了時にまたは支払人によって決済サービス提供者に対して資金が提供された日に開始されるべきことを合意した場合には、第74条の目的のために、受領時点は、当該合意日とみなされる。当該合意日が決済サービス提供者の営業日でない場合には、支払指図は、翌営業日に受領されたものとみなされる。

－ **第71条 支払指図の撤回不能性**〔PSD 1 第66条に相当する。〕

1. 加盟国は、本条と異なる規定をのぞいて、支払指図が支払人の決済サービス提供者によっていったん受領された場合には、決済サービス利用者がこれを撤回する（revoke, révoquer）ことができないことを確実にするものとする。
2. 第三の決済サービス提供者によって支払人のために決済取引が開始された、または、受取人によってもしくは受取人を通じて決済取引が開始された場合には、支払人は、第三の決済サービス提供者に対して決済取引開始するのに同意を与えた後、または、受取人に対して支払指図を送信した、もしくは、決済取引の実行に同意を与えた後に、支払指図を撤回することができない。
3. しかしながら、ダイレクトデビットの場合には、支払人の払戻権を害

することなく、資金の引落しに合意した日に先立つ営業日の終了までは、支払指図を撤回することができる。

4. 第69条 (2) に言及された場合には、決済サービス利用者は、合意された日に先立つ営業日の終了までは、支払指図を撤回することができる。
5. 第1項から第4項に言及された制限時を越える場合には、支払指図は、決済サービス利用者および関係する決済サービス提供者の間で合意されれば、その限りにおいて、撤回することができる。第2項および第3項において言及された場合には、支払人の同意が必要となる。枠契約において合意された場合には、関係する決済サービス提供者は、撤回料を課すことができる。

－ **第74条 決済口座に対する決済取引** [PSD 1 第69条に相当する。]

1. 加盟国は、支払人の決済サービス提供者に対して、第69条に従った受領時点後、少なくとも翌営業日の終了においては、決済取引総額が受取人の決済サービス提供者の口座に貸方記帳することを確実にすることを要求するものとする [PSD 1 においては2012年1月1日までは、3営業日にすることが認められていたのであるが、これは削除が提案されている]。これらの期限は、紙媒体での決済取引については、4営業日に延ばすことができる。
2. 加盟国は、受取人の決済サービス提供者が、資金を受領した後に、第78条に従って、決済日 (value date) を割り当てて、受取人の決済口座に対して決済取引総額を利用できるようにすることを要求するものとする。
3. 加盟国は、ダイレクトデビットの場合には、受取人とその決済サービス提供者の間で合意された期限内に、合意された実行期日に決済できるように、受取人の決済サービス提供者が、支払人の決済サービス提供者に対して、受取人によってまたは受取人を通じてなされた支払指図を引き渡すことを要求するものとする。

- **第79条 誤った固有 ID（固有識別子）**〔PSD 1 の第74条に相当する。〕
 1. 支払指図が固有 ID（「固有 ID（unique identifie）」）とは、「決済サービス提供者が決済サービス利用者を特定し、ならびに、他の決済サービス利用者を、および／または、決済取引のための他の決済サービス利用者の決済口座を明確に識別するために、当該決済サービス利用者から提供される文字、数字、シンボルの組合せ」を意味する（PSD 2（委員会案）第 4 条24項。）の通りに実行された場合に、当該支払指図は、固有 ID によって特定された受取人に対して正しく実行されたものとみなされる。
 2. 決済サービス利用者によって提供された固有 ID が誤っている場合には、決済サービス提供者は、第80条に基づいて決済取引の不実行または瑕疵ある実行について責任を負わないものとする。
 3. しかし、支払人の決済サービス提供者は、決済取引に含まれる資金の回復（recover, récupérer）について合理的な努力をするものとする。〔PSD 1 第74条 2 項第 2 段落に相当する。〕
 4. 枠契約において合意されている場合には、決済サービス提供者が決済サービス利用者に回復費を課すことができる。〔PSD 1 第74条 2 項第 3 段落に相当する。〕
 5. 決済サービス利用者が第38条（1）（a）または第45条（2）（b）において規定された追加的な情報を提供する場合には、決済サービス提供者は、決済サービス利用者によって提供された固有 ID に従って決済取引を実行することについてのみ責任を負うものとする。〔PSD 1 第74条 3 項に相当する。〕
- **第80条 不実行（non-execution）、瑕疵あるまたは遅れた実行**〔PSD 1 第75条に相当する。〕
 1. 支払指図が支払人によって直接に開始された場合に、決済サービス提供者は、第63条、ならびに、第79条（2）および（3）、第83条を害することなく、決済取引の正しい実行について支払人に対して責任を

負う。ただし、決済サービス提供者が、支払人に対して、および、該当する場合には受取人の決済サービス提供者に対して、受取人の決済サービス提供者が決済取引の総額を第74条（1）に従って受領したことを証明できる場合には、この限りでない。この場合には、受取人の決済サービス提供者が受取人に対して決済取引の正しい実行についての責任を負う。

支払指図が第三の決済サービス提供者を通じて支払人によってなされた場合に、第三の決済サービス提供者は、第63条、ならびに、第79条（2）および（3）、第83条を害することなく、支払人に対して、決済取引の正しい実行について責任を負う。ただし、支払人に対して、および、該当する場合には、受取人の口座を管理する決済サービス提供者に対して、受取人の口座を管理する決済サービス提供者によって第69条に従って決済取引総額（the payment initiation, le montant de l'opération de paiement）が受領されたことを証明できる場合にはこの限りでない。この場合には、支払人の決済サービス提供者が受取人に対して決済取引の正しい実行についての責任を負う。

支払人の決済サービス提供者または第三の決済サービス提供者が、第1段落または第2段落に基づいて責任を負う場合には、関係する決済サービス提供者は、支払人に対して不実行または瑕疵ある決済取引の総額を支払人に対して遅滞なく払い戻し（refund）、必要な場合には、瑕疵ある決済取引が行われなかった状態に支払口座の借方記帳〔出金〕を回復するものとする。支払人の決済口座に対するクレジット・バリュエーション〔振込決済日〕は借方記帳日〔出金日〕に遅れないものとする。

決済取引が遅れて実行された場合には、支払人は、正しい実行がなされた場合に総額についてバリュエーションとされる日に遅れることなく、支払人の決済口座について、総額がバリュエーションになることを決定することができる。

受取人の決済サービス提供者が第1段落に基づいて責任を負う場合には、決済取引の総額を受取人が直ちに利用できるようにし、必要な場合には、受取人の決済口座に対して相当する額を貸方記帳〔入金〕するものとする。その総額は、正しい実行が行われた場合における総額のバリュエートに遅れないバリュエートにする。

支払指図が支払人によって開始された決済取引の不実行または瑕疵ある実行の場合に、支払人の決済サービス提供者は、本項に基づく責任にかかわらず、請求に従って、決済取引を追跡し、支払人にその結果を伝える努力を直ちにすることとする。これは、支払人のために、無償とする。

2. 支払指図が受取人によって、または、受取人を通じて開始された場合に、決済サービス提供者は、第63条、ならびに、第79条（2）および（3）、第83条を害することなく、受取人に対して、支払人の決済サービス提供者に対して第73条（3）に従って支払指図を正しく引き渡すことについて責任を負う。受取人の決済サービス提供者が本項に基づいて責任を負う場合には、支払人の決済サービス提供者に対して、問題となっている支払指図を直ちに引き渡すものとする。支払指図の遅れた引渡しがあった場合には、その総額は、正しい実行がなされた場合における総額のバリュエートに遅れないように、受取人の決済口座についてバリュエートになるものとする。

さらに、受取人の決済サービス提供者は、第63条、ならびに、第79条（2）および（3）、第83条を害することなく、第78条に基づくその債務に従って、決済取引の扱いについて、受取人に責任を負う。受取人の決済サービス提供者が本段落に基づいて責任を負う場合には、総額が受取人の決済サービス提供者の口座に貸方記帳〔入金〕された後、直ちに、決済取引の総額を受取人が利用できることを確実にするものとする。その総額は、正しい実行がなされた場合における総額のバリュエートに遅れないように、受取人の決済口座についてバリュエ

デートになるものとする。

受取人の決済サービス提供者が第1段落および第2段落に基づいて責任を負わない、決済取引の不実行または瑕疵ある実行の場合には、支払人の決済サービス提供者が支払人に対して責任を負う。支払人の決済サービス提供者は、そのような責任を負う場合、適切に、かつ、遅滞なく、支払人に対して、不実行または瑕疵ある決済取引の総額を払い戻し、瑕疵ある決済取引が行われなかった状態に借方記帳〔出金〕された決済口座を回復する。支払人の決済口座に対するクレジット・バリューデート〔入金決済日〕は、その借方記帳日〔出金日〕に遅れないものとする。

決済取引の遅れた実行の場合には支払人は、正しい実行がなされた場合における総額のバリューデートに遅れないように、総額が受取人の決済口座においてバリューデートになるべきことを決めることができる。

支払指図が受取人によってまたは受取人を通じて開始された決済取引の不実行または瑕疵ある実行の場合に、決済サービス提供者は、本項に基づく責任にかかわらず、請求に従って、決済取引を追跡し、受取人にその結果を伝える努力を直ちにすることとする。これは、受取人のために、無償とする。

3. さらに、決済サービス提供者は、その責任を負う料金について、および、決済サービス利用者が決済取引の不実行または遅滞も含めた瑕疵ある実行の結果として支払った利息について、関係する決済サービス利用者に責任を負うものとする。

－ **第82条 追及権 (Right of recourse)** [PSD 1 第77条に相当する。]

1. 第80条に基づく決済サービス提供者の責任が他の決済サービス提供者または中間業者に起因する場合、責任を履行したその決済サービス業者が被った損害または第80条に従って支払った総額について、当該決済サービス提供者または中間業者が賠償するものとする。これは、決

済サービス提供者が強い顧客認証に失敗した場合も含むものとする。

2. さらなる財政上の賠償は、決済サービス提供者および／または中間業者の間の合意に従って、ならびに、その間で締結された合意に適用される法律に従って定められる。

－ **第83条 責任を負わない場合**〔PSD 1 第78条に相当する。〕

第2章および第3章に基づく責任は、通常と異なる予見できないもので、当該状況を訴える当事者のコントロールを超えた状況において、反対の努力をしてもその結果を避けることができなかつた場合、または、決済サービス提供者が国家またはEUの立法によってほかの法的義務に拘束される場合においては適用されないものとする。

2. フランス

A. 民法典

- － 1134条3項 債務は誠実に (bonne foi) 履行されなければならない。
- － 1165条 合意 (convention) は、契約当事者の間でのみ効力を有する。第三者を害することはなく、1121条〔第三者のためにする契約〕によって規定された場合のみこれに利益をもたらすものとする。
- － 1178条 条件付債務を負担する債務者によって条件成就が妨げられた場合には、条件が成就したものとみなされる。
- － 2004条 委任者は、随意に、その委任を撤回する (révoquer) ことができる。理由がある場合には、受任者は、委任者に対して、委任が記載された私署文書であっても、証書が交付された場合には委任状の原本であっても、保存された原本がある場合にはその謄本であっても、返還するものとする。

B. 消費法典

- － L. 113-3 条1項 すべての商品販売者または役務提供者は、国立消費審議会の助言に従って、マークを付けることによって、または、ラベルを貼ることによって、または、掲示することによって、その他適切な手段によって、販売および役務提供における価格および固有の条件を消費者に知

らせなければならない。

- L. 133-3 条 消費契約に適用される売買の一般的条件は、次のものに言及しなければならない。

1° 経済大臣の政令によって定められた態様に沿って、存在、取引開始条件、および、売り主の負担すべき一致の法定保証 (garantie légale de conformité) および売買目的物の欠陥に関する保証の内容。

2° 必要な場合には、商業的保証の存在および事前サービスの存在。

C. 通貨金融法典

以下では、通貨金融法典 (2015年9月1日施行法) の第1部「法規」のうち、本稿の研究において参照した条文の仮訳のみを紹介する。

第1編：金銭 (La monnaie)

第1章：総則

第1節：金銭単位 (L'unité monétaire)

- L. 111-1 条 フランスにおける金銭は、ユーロとする。1ユーロは、10セントに分割される。

第2節：金銭の利用に関する規定

第1款：インデックス条項 L. 112-1 条から L.112-4 条 [略]

第2款：決済力 (Pouvoir libératoire)

- L. 112-5 条 紙幣 (billets) および貨幣 (pièces) による支払い (paiement) の場合には、釣銭のいらないように払う (faire l'appoint) のは債務者の役割である。

第3款：一定の債権に対する金銭 (espèces) による支払いの禁止

- L. 112-6 条 I. デクレによって定められた金額を超過する債務の弁済は、債務者の財政上の住所およびその取引が専門的合目的性を考慮して、現金 (espèce) によって、または、電子マネーの手段 (moyen de monnaie électronique) によっては履行できない。

デクレによって定められた月額を超過する場合には、賃金および俸給の支払いは、前段落において言及された禁止に従うものとし、線引小切手、ま

たは、預貯金口座もしくは決済サービスを提供する決済機関または電子マネー機関（*établissement de monnaie électronique*）の口座への払込みによってなさねばならない。

専門家が特定人からまたは他の専門家から金属を購入する場合には、線引小切手、または、売主名義の口座への振込みによって履行されるものとする。この債務を遵守しなかった場合には、第五クラスの罰金〔刑法典131-13条5号によると1,500ユーロ以上〕を科す。

II. 本条第Iの規定にかかわらず、総額450ユーロを超過する、許可されたサービス（*des services concédés*）の費用は、口座振込み（*virement*）によってなされなければならない。

III. 前2項の規定は、つぎのものに適用されない。

- a) 小切手またはその他の支払手段によることを義務付けられることのできない人によって実現される弁済、および、当座預金勘定を有しない者による弁済。
- b) 専門的必要的ために行動するのではない自然人の間で履行された弁済。
- c) 国家およびその他の公人の費用の弁済。

〔D. 112-3条 本法典L. 112-6条において定められた金額は、以下の通りである。〕

1° 債務者がその財務上の住所をフランス共和国の領土に有する、または、専門的活動のために行為する場合には、3000ユーロ以上。

2° 債務者がフランス共和国の領土にその財務上の住所を有しないことの根拠を示すことができなかつた場合であつて、専門的活動のために行為するのではない場合には、15 000ユーロ以上。〕

L. 112-6-1条〔公証人による当事者のための支払いの授受〕〔略〕

L. 112-7条 L. 112-6条およびL. 112-6-1条の規定に対する違反は、予算担当大臣のアレテによって指名された担当官によって確認される。同条の規定に違反する支払いをなした債務者は、違反の重大性を考慮して、これ

らの規定に違反した支払額の5パーセントを超過することがない範囲において定められた金額の罰金を支払う義務を負うものとする。債務者および債権者は、この罰金について連帯責任 (solidairement responsables) を負うものとする。

L. 112-8条 [穀物の運送に対する支払い] [略]

第4款：給与の支払いの方法

L.112-10条 給与は、労働法典 L. 3241-1条に定められた要件に従って支払われるものとする。

[労働法典 L. 3241-1条 [第1段落] 定められた方法による給与の支払いを課す規定にしたがって、給与は、現金によって、または、線引き小切手によって、もしくは、預貯金口座への振込によってなされるものとする。[第2段落] 上記に反する条項 (stipulation) は無効とする。[第3段落] デクレによって定められた月額以下は、給与は、それを要求する被用者に現金で支払われるものとする。[第4段落] デクレによって定められた月額を超える場合には、給与は、線引小切手または預貯金口座への振込みによって支払われるものとする。]

第5款：一定の支払手段 (instrument de paiement) に対する費用または
値引き L. 112-11条から L. 112-12条 [略]

第3節：ユーロ単位への交換 L. 113-1条 [略]

第2章：通貨 (La monnaie fiduciaire)

第1節：金属貨幣 (Les monnaies métalliques)

第1款：貨幣 (Les pièces métalliques)

L. 121-1条 フランスにおいて法定通用力 (cours légal) を有するものを留保して、外国において鑄造された貨幣は、公庫 (les caisses publiques) において、現金 (numéraire) によって支払うことができるような権利および租税 (contributions) の支払いとしては認められない。

L. 121-2条 フランス国内における流通の用にあてられた法定通用力 (cours légal) および決済力 (pouvoir libératoire) のある貨幣は、パリ造幣局 (la

Monnaie de Paris) によって鑄造される。

第2款：紙幣 (Les billets de banque)

L.122-1 条 法定通用力 (cours légal) を有する紙幣 (les billets) は、本法典 L. 141-5 条において定められた要件に従って発行されるものとする。

フランによって発行された紙幣の定められたあるタイプの法定通用力は、フランス銀行の申し出により、デクレによって廃止することができる。フランス銀行は、10年間、その窓口において、法定通用力を有するほかのタイプのものと交換することを引き受ける義務を負うものとする。

紛失または盗難された無記名債権 (titres au porteur) に関する規定は、法定通用力を有する紙幣に対しては適用されない。

第3款：共通規定

L. 123-1 条 銀行券および貨幣 (piece de monnaie) は、知的財産法 L. 122-4 条および L. 335-2 条による知的作品のために定められた保護を享受する。発行当局は、著作権 (droits de l'auteur) を与えられる。

第3章：預金通貨 (la monnaie scripturale) の手段

第1節：銀行および郵便局の小切手 (le chèque) L. 131-1 条から L. 131-87 条〔略〕

第2節：為替手形 (la lettre de change) および約束手形 (le billet à ordre)
L. 132-1 条から L. 132-2 条〔略〕

第3節：他の支払手段に適用される規定

第1款：適用範囲および定義

L. 133-1 条 I. 本節の規定は、L. 314-1 条 II 項に定義された活動範囲において、第5編に言及された決済サービス提供者 (les prestataires de services de paiement) によって実現された決済取引に適用される。

II. L. 133-14 条 I 項に規定された例外を除いて、本節の規定は、受取人の決済サービス提供者および支払人の決済サービス提供者がフランス本国内の領域または海外県、すなわち、マヨット、サン・マルタン、サン・バルテルミー、サンピエール・ミクロンに所在しており、ユーロでなされる取

引について適用される。

L. 133-14条 I 項に規定された例外を除いて、本節の規定は、受取人の決済サービス提供者および支払人の決済サービス提供者の一方がフランス本国内の領域、もしくは、海外県、すなわち、マヨット、サン・マルタン、サン・バルテルミー、サンピエール・ミクロン、または、欧州連合の加盟国の一つに、または、欧州経済圏に同意する参加国の一つに所在し、ユーロで、または、欧州連合の加盟国もしくはユーロ圏に参加していない欧州経済圏に同意する参加国の外国通貨でなされる取引についても同様に適用される。

Ⅲ. 本節の規定は、その固有の計算において、決済サービス提供機関間でなされる決済取引については適用されない。

Ⅳ. 第12款の適用を妨げることなく、本節の規定は、電子マネーの発行および管理に適用される。

L. 133-1-1 条 [支払人の決済サービス提供者がサンピエール・ミクロンに所在し、受取人の決済サービス提供者がフランス外に所在する場合等]
[略]

L. 133-2 条 利用者が非専門的の必要のために行為する自然人である場合を除いて、L. 133-1-1 条, L. 133-7 条 3 段落および 4 段落, L. 133-8 条 [支払指図の撤回不能性], L. 133-19 条, L. 133-20 条, L. 133-22 条, L. 133-23 条, L. 133-25 条, L. 133-25-1 条, L. 133-25-2 条, L. 133-26 条 I 項の規定と異なることを定めることができる。

L. 133-3 条 I. 決済取引は、支払人または受取人によって命じられた (*ordonnée*) ものであり、支払人と受取人の間にあるすべての原因債務から独立した、資金の払込み (*verser*) または移転 (*transférer*)、引出し (*retirer*) にその本質がある。

Ⅱ. 決済取引は、以下の者によって、命じられる (*ordonnée*)。

a) その決済サービス提供者に対して支払指図 (*ordre de paiement*) をなす支払人。

- b) 支払人の支払指図を受領して、必要な場合には受取人の決済サービス提供者の仲介によって、その受領した支払指図を支払人の決済サービス提供者に対して引き渡す受取人を介して、支払指図をなす支払人。
- c) 支払人から同意を得たことに基づいて、必要な場合には受取人自身の決済サービス提供者を介して、支払人の決済サービス提供者に対して支払指図をなす受取人。

L. 133-4 条 本節の目的のために、各用語はつぎの各号に定められた意味を有する。

- a) 個別セキュリティ装置 (*dispositif de sécurité personnalisé*) は、決済サービス提供者によって、決済手段の特定の利用者に提供されるすべての技術的手段を意味する。この装置は、決済サービス利用者に固有であってその保管の下におかれ、権限付与に用いられる。
- b) ID (*identifiant unique*) は、決済サービスの利用者を特定する文字または数字、シンボルの組み合わせを意味する。決済サービスに利用者は、代替的または累積的に確実な特定を可能にするために、決済サービスの他の利用者およびその決済取引のための決済口座を提供しなければならない。
- c) 決済手段 (*instrument de paiement*) は、代替的または累積的に、決済サービスの利用者と決済サービス提供者の間で合意され、決済サービスの利用者が支払指図をするのに利用できるすべての個別装置および手続きの組み合わせを意味する。
- d) 営業日は、支払人の決済サービス提供者または受取人の決済サービス提供者が決済取引の実行を可能にする活動を行う日を意味する。

L. 133-5 条 本節の第 2 款から第 9 款は、不可抗力についても、決済サービス提供者が国内または共同体の立法によって定められた他の法的義務によって拘束されている場合にも、適用されないものとする。

第 2 款：決済取引の権限付与 (*autorisation*)

L. 133-6 条 I. 決済取引は、支払人がその同意 (*consentement*) をその実行

に対して与えた場合に、権限付与される。

しかし、支払人がその決済サービス提供者の実行後に決済取引に同意することができることを支払人およびその決済サービス提供者が合意することができる。

Ⅱ. 一連の決済取引は、支払人がその一連の取引の実行に同意を与えた場合に、権限付与される。

L. 133-7 条 同意は、支払人とその決済サービス提供者の間で合意された方式に基づいてなされる。

同意を欠く場合には、当該決済取引または一連の決済取引は、無権限とみなされる。

同意は、支払指図が L. 133-8 条の規定を満たして撤回不能性を獲得しない限りにおいて、撤回 (retirer) することができる。

一連の決済取引に対する同意を撤回することもでき、これによって、その後のすべての取引が無権限のものとみなされる。

L. 133-8 条 I. 決済サービスの利用者は、本規定と異なる規定を除いて、支払人の決済サービス提供者によってその指図がいったん受け取られた場合には、支払指図を撤回することができない。

Ⅱ. 決済取引が、[ダイレクトデビット (口座引き落とし) の場合に] 受取人によって、または、銀行の仲介によって支払指図をなした支払人によって命じられた場合には、支払人は、支払指図が受取人に移転される前、または、受取人に対する決済取引の実行に対してその同意が与えられる前でない、撤回することができない。

しかしながら、ダイレクトデビット (口座引き落とし) (prélèvement) の場合には、L. 133-25条に述べられた払戻しの権利を害することなく、支払人は、資金の貸方記帳 [出金] 日に先立つ営業日の終了までは撤回することができる。

Ⅲ. 一定の日もしくは定められた期間の後に、または、支払人がその決済サービス提供者に資金を提供した日に、支払指図の実行を開始することが

支払指図をなした利用者とその決済サービス提供者との間において取り決められている場合、決済サービスの利用者は、約定日に先立つ営業日の終了までは支払指図を撤回することができる。

Ⅳ. 第Ⅰ項およびⅡ項およびⅢ項に述べられた期間の経過後は、支払指図は、決済サービスの利用者および決済サービスの提供者が取り決めている場合にのみ、撤回されうる。第Ⅱ項に述べられた場合には、受取人の同意も要件とされる。預金勘定の取決めまたは決済サービスの枠契約において定められている場合には、決済サービスの提供者は、撤回の費用を控除することができる。

第3款：決済取引の実行条件

- L. 133-9 条 受領時は、支払指図が支払人の決済サービス提供者によって受領された時である。

決済取引について指図した決済サービス提供者の利用者およびその決済サービス提供者が、当該支払指図の実行を一定の日に、もしくは、一定期間の後に、または、支払人が資金をその決済サービス提供者に提供した日に開始することを合意している場合には、受領時は、その合意された日とする。

受領時が、支払人の決済サービス提供者の営業日でない場合には、支払指図は、翌営業日に受領されたものとする。

- L. 133-10 条 〔支払人の決済サービス提供者による支払指図の実行拒否〕
〔略〕

- L. 133-11 条 〔手数料〕 〔略〕

第4款：決済取引の実行およびバリュエート〔決済日〕(dates de valeur)

- L. 133-12 条 〔本款の適用範囲〕 〔略〕

- L. 133-13 条 I. 決済取引の金額は、L. 133-9 条に規定された支払指図の受領時の翌営業日終了までには、受取人の決済サービス提供者の口座に貸方記帳〔入金〕される (crédité) ものとする。この期間は、紙媒体によってなされた支払指図取引については、追加的にもう一営業日、延長されること

ができる。

〔第2文, 2012年1月1日までは, 前述の期間を当事者の合意によって変更できる〔略〕〕

II. 受取人の決済サービス提供者は, 受取人とその決済サービス提供者との間で合意された期間内にその受取人によってなされた, または, 受取人の仲介者を通じて指図をした支払人によってなされた支払指図を支払人の決済サービス提供者に対して移転する。この期間は, 合意された日に口座引き落とし (*prélèvement*) を可能にしなければならない。

III. 支払いの受取人が決済サービス提供者に対する口座の権利者でない場合には, 資金は, 本条に規定された期間に資金を受け取った決済サービス提供者によって, その資金を自由に使えるようにするものとする。

L. 133-14条 〔決済日 (*la date de valeur*)〕〔略〕

第5款: 決済取引に関する当事者の義務

L. 133-15条 〔決済サービス提供者による個別セキュリティ機能の秘密保持義務と L. 133-15条に規定する通知先に関する情報提供義務〕〔略〕

L. 133-16条 〔決済サービスの利用者による個別セキュリティ機能の秘密保持義務〕〔略〕

L.133-17条 I. その支払手段またはこれに結びつけられたデータについて, 紛失および盗難, 不正目的使用, すべての無権限使用を決済サービスの利用者が知った場合には, 遅滞なく, 当該手段を中止するために, そのサービス提供者, または, これに指名された主体に通知するものとする。

II. その保有者が資金を引き出しおよび移転できるような, L. 518-1条に言及されたクレジットの提供者 (*un établissement de crédit*), または, 制度, サービスによって発行された決済カードによって支払いが行われた場合には, 受益者に開始された裁判上の再生手続きまたは裁判上の精算手続きのときにも, 当該支払いを対抗することができる。

第6款: 無権限決済取引の場合の異議申立ておよび責任

第1目: 責任規定

- L. 133-18条 L. 133-24条において定められた条件に従って利用者によって通知された無権限決済取引の場合、支払人の決済サービス提供者は、支払人に対して、直ちに無権限決済取引に係る金額を払い戻し（rembours-er）、必要な場合には、無権限決済取引が行われなかった状態に借方口座〔出金〕を回復させる（rétablir）ものとする。

支払人およびその決済サービス提供者は、合意によって、追加的な賠償を定めることができる。

第2目：個別セキュリティ（sécurité personnalisé）を利用する一定の決済取引手段の特別の場合

- L. 133-19条 無権限決済取引が決済手段の喪失または盗難によって生じた場合には、支払人は、L. 133-17条に規定された通知をなすまでは、150ユーロの範囲において、この支払手段の利用から生じた損失を負担する。

しかしながら、無権限決済取引が個別セキュリティ装置（dispositif de sécurité personnalisé）を利用していなかった場合については、支払人は責任を負わないものとする。

Ⅱ. 決済手段またはこれに結びつけられたデータの不正目的使用に基づく無権限決済取引について、支払人がこれを支払人の知らない場合には、支払人はその責任を負わない。

決済手段の模造の場合にも、無権限決済取引のなされた時に支払人が自己の支払手段を所持しているときは、支払人は責任を負わない。

Ⅲ. 決済サービス提供者がL. 133-17条に規定された決済手段の停止のための情報を可能にする適切な手段を何も用意していない場合には、支払人は、その詐欺的不法行為（agissement frauduleux）があったときを除いて、責任を負わない。

Ⅳ. 支払人は、その詐欺的不法行為によって損失が生じた場合、または、L. 133-16条およびL. 133-17条に言及された義務を意図的にもしくは重大な懈怠（négligence grave）によって履行しなかった場合には、無権限決済取引によって生じた全損失を負担するものとする。

L.133-20条 決済手段の停止のために、その決済サービス提供者、または、これによって指名された主体に L. 133-17条にしたがって通知した後は、支払人は、その詐欺的不法行為を除いて、当該決済手段の使用または当該決済手段に結びつけられたデータの不正目的使用による財政的結果に対していかなる責任も負担しない。

第7款：誤って実行された (*mal exécutée*) 決済取引の場合の責任

L.133-21条 決済サービスの利用者によって提示された固有 ID に従って実行された支払指図 (*un ordre de paiement*) は、固有 ID によって指し示された受取人に対して正しく実行されたものとみなされる。

決済サービスの利用者によって提示された固有 ID が誤っている場合には、決済サービスの提供者は、決済取引の誤った実行 (*mauvaise exécution*) について責任を負わない。

ただし、支払人の決済サービス提供者は、決済取引において投入された資金を回復する (*recupérer*) よう努めるものとする。

預金口座の取決め (*la convention de compte de dépôt*) または決済サービス枠契約において合意されている場合には、決済サービス提供者がその利用者に対して回復費用を課することができる。

決済サービスの利用者が、固有 ID、または、預金口座の取決めもしくは決済サービスの枠契約において定められた支払指図の正しい実行の目的に必要とされる情報を提示した場合には、決済サービスの提供者は、決済サービスの利用者によって提示された固有 ID に従った取引についてののみ責任を負う。

L.133-22条 I. 支払人によって支払指図が与えられたときには、その決済サービス提供者は、L.133-5条〔法律で規定された場合および不可抗力の場合の免責〕および L. 133-21条〔固有 ID によって指し示された受取人に対して振り込めば正しい実行になること〕が適用される場合を除いて、L. 133-13条〔振込手続きの期間〕に従った受取人の決済サービス提供者による決済取引の金額の受領まで、決済取引の正しい実行 (*la bonne exécution*)

について、支払人に対して責任を負う。それに続いて、受取人の決済サービス提供者が受取人に対して決済取引の正しい実行について責任を負う。第1段落において支払人の決済サービス提供者が誤って実行された（*mal exécutée*）決済取引について責任を負う場合には、当該サービス提供者は、遅滞なく、支払人に対してその金額を返却する。必要がある場合には、当該サービス提供者は、誤って実行された決済取引が行われる以前の状態に、借方記帳〔出金〕を回復する。

受取人の決済サービス提供者が第1段落の責任を負う場合には、当該サービス提供者は、直ちに、受取人が利用できるように決済取引の金額を提供し、もしも必要があれば、その口座に相当額を貸方記帳〔入金〕する。

II. 決済取引が受取人、または、受取人を介して支払指図をした支払人によってなされた場合には、受取人の決済サービス提供者は、L. 133-5条およびL. 133-21条が適用される場合を除いて、L. 133-13条II項に規定された期間内に取引実行を可能にするために、取り決められた態様に合致して支払人の決済サービス提供者に対して支払指図の正しい移転（*la bonne transmission*）を行うことについて、受取人に対して責任を負う。

その移転がなかった場合には、受取人の決済サービス提供者は、直ちに、支払人の決済サービス提供者に対して支払指図を再移転し、その後、支払人の決済サービス提供者が取引の正しい実行について責任を負うことになる。

支払人の決済サービス提供者によって金額が提供された場合、受取人の決済サービス提供者は、受取人に対して、L. 133-5条およびL. 133-21条が適用される場合を除いて、L. 133-14条I項に基づいて課せられる債務に従って、決済取引を直ちに処理する責任を再び負うことになる。

誤って決済取引が実行された場合、受取人の決済サービス提供者が責任を負わないときは、支払人の決済サービス提供者が約束したならば責任を負担するのであるが、必要があれば、遅滞なく、誤って実行された決済取引の金額を支払人に返却して、誤って実行された決済取引が行われなかった

場合にあってであろう状態に貸方勘定〔出金〕を回復させる。

Ⅲ. その責任を負う場合を除いて、誤って実行された決済取引があった場合には、利用者の決済サービス提供者は、その要求に従って、直ちに、決済取引を追跡して、その利用者に対してその調査結果を通知する。

Ⅳ. 決済サービス提供者は、それぞれの決済サービス利用者に対して、当該決済サービス提供者に責任のある誤って実行された取引に起因して、決済サービスの利用者が負担する費用および利息の債務を負担する。

第8款：無権限決済取引または誤って実行された (*mal exécutées*) 決済取引の場合の実務的態様および期間

- L. 133-23条 決済サービス利用者が実行された決済取引に権限付与を否定する場合には、または、決済取引が正しく実行されなかったことを断言する場合には、問題となる取引が権限付与されたこと、および、正しく記録されたこと、技術的な欠陥その他によって影響を受けていないことを証明するのは、その決済サービス提供者である。

決済サービス利用者によって記録された決済手段の利用は、当該取引が支払人によって権限付与されたことを証明するか、または、支払人が問題となるその義務をわざとまたは重大な過失 (*négligence grave*) をもって実行しなかったことを証明することのない限りは、それ自体で十分でない。

- L. 133-24条 決済サービスの利用者は、遅滞なく、その決済サービスの提供者に対して、無権限でまたは誤って実行された決済取引について通知するものとし、借方記帳日〔出金日〕(*la date de débit*) から遅くとも3月以内にその通知がなされない場合には、決済サービス提供者が第4編第1章第3節に従ってこのような決済取引に関する情報を提供しない、または、利用できるようにしないときを除いて、権利を喪失する。

利用者が専門的活動のために行動するのでない自然人である場合を除いて、当事者は、本条に規定された期間と異なる期間を定めることができる。

第9款：受取人によって開始された、または、受取人を介した支払人に

よって開始された一定の決済取引の払戻し（Remboursement）

L. 133-25条 I. 支払人は、受取人によってなされた支払指図、または、受取人を介した支払人による支払指図に基づく、権限付与された決済取引について、当該権限付与が決済取引の正確な金額を示しておらず、かつ、支払人の過去の支出履歴および枠契約によって定められた条件、当該取引の状況を考慮すると、合理的に予測できる金額を当該決済取引の総額が超過している場合には、その決済サービス提供者に対して、払戻権（droit au remboursement）を有する。

決済サービスの提供者の要求があれば、支払人は、要求された払戻しに関するすべての情報を提供するものとする。

II. 第I項にしたがって支払人が合理的に予期しうる金額を取引総額が超過する場合において、その決済サービス提供者と合意した参照為替レートが適用された場合には、支払人は、為替取引に関連した理由（raisons）を援用することができない。

III. 支払人は、資金が借方記帳〔出金〕された日から8週以内に、払戻しを求めるものとする。決済サービス提供者は、払戻要求の受領から10営業日の間に、L. 316-1条に規定された仲裁手続きによることができることを示して、決済取引の総額を払い戻すか、その払戻しを拒否することを証明するものとする。

IV. 本款における払戻しは、実行された決済取引の総額に相当するものとする。

L. 133-25-1条 ダイレクトデビット（les prélèvements）については、支払人およびその決済サービス提供者は、預金口座の取決めにおいて、または、支払サービス枠契約において、L. 133-25条I項の要件が満たされなくても、支払人がその決済サービス提供者から払戻し（remboursement）を受ける権利を有することを合意することができる。決済サービス提供者は、この払戻しを拒絶することができない。

L. 133-25-2条 支払人およびその決済サービス提供者は、預金口座の取決め

において、または、支払サービス枠契約において、支払人がその決済サービス提供者に対して決済取引の実行に対する同意を直接に与えた場合には、払戻権を有しないことを合意することができる。または、必要な場合には、支払人の決済サービス提供者によって、または、受取人によって、支払期日の少なくとも4日前には、将来的な決済取引に関する情報を支払人に対して提供、または、約定の方法によって支払人が利用できるようにすることを合意することができる。

第10款：適用可能な費用 L. 133-26条から L. 133-27条 [略]

第11款：少額の決済手段 L. 133-28条 [略]

第12款：電子マネーの払戻しに関する態様 L. 133-29条から L. 133-38条 [略]

第4章：フランス銀行 (La Banque de France) [略]

第5章：外国との財務関係 (Les relations financières avec l'étranger) [略]

第6章：刑罰規定 [略]

第2部：製品 (Les produits) [略]

第3部：役務

第1章：銀行取引と決済サービス [略]

第2章：投資サービス及びその関連サービス [略]

第3章：銀行間決済制度および金融手段の清算及び引渡しの制度

L. 330-1条 I. 銀行間決済 (règlements) 制度、または、金融手段の清算および引渡制度は、本条第II項5号に規定される当該制度の管理者も、同II項の後段に規定されるすべての可能性のある間接的参加者も考慮しない少なくとも三当事者以上の間でその関係が組織される国内的または国際的手続きを意味するものであり、相殺を用いるにしても用いないにしても、慣習的に行われる証券取引の決済および金融証券の清算及び引渡制度に関する者については、当該当事者間の金融手段の引渡の制度における決済ファイナリティ性 (le caractère définitif du règlement) に関する欧州理事会および会議の1998年5月19日の指令 (98/26/CE) における共通規定、及

び、規格化された手続きにしたがうことを可能にするものである。

当該システムは、公権力によって設立されたものも、当該地における枠取決め（convention-cadre）の一般原則に従った枠取決めまたは標準契約（la convention type）によって運営されるものも含まれる。経済産業大臣は、証券市場監督局に対して、L. 330-1 条および L. 330-2 条の受取制度および関係する管理人のリストを通知するものとする。

制度参加者の間での決済実行制度および、金融手段の清算及び引渡制度に関するものについては、金融手段の引渡しを含む相互取引性の協定（accord）は、二者以上の管理人の間で締結されることができる。この協定は、制度を構成しない。

Ⅱ. 以下の者のみが、銀行間清算制度または金融手段の清算および引渡制度の参加者の資格を有することができる。

- 1° ユーロッパ共同体の加盟国またはヨーロッパ経済圏に賛同するその他の参加国に本社を有する、または、本社はないが実効的な局（direction effective）を有するクレジット会社および投資会社。
- 2° L. 518-1 条に規定された機関または企業。
- 3° L. 440-2 条に規定された清算機関の参加者。
- 4° 中央保管機関。
- 5° 制度の創業について責任を負う銀行間清算制度、または、金融手段の清算および引渡制度の管理者。
- 6° 市場金融当局の一般的規則によって定められた要件を満たす、第 1 号に規定されたもの以外のクレジット機関または投資会社、および、第 2 号から第 5 号に規定されたものの活動に相当する活動を行う非居住者であるその他の法人であって、フランスにおいて施行されているものに相当する、その本国におけるその活動の許可、操業および監督に関する規則に服するもの。

ユーロッパ共同体の加盟国またはヨーロッパ経済圏に賛同するその他の参加国に本社を有する、または、または、本社はないが実効的な局（direc-

tion effective) を有するクレジット機関および投資会社の許可は、フランスに本社のある参加者に適用されるのと同等の、非差別的な、および、透明性のある、客観的な基準に服する。

金融手段の清算及び引渡制度は、正当な商業的理由に基づいて、ヨーロッパ共同体の加盟国またはヨーロッパ経済圏に賛同するその他の参加国に本社を有する、または、または、本社は無いが実効的な局 (direction effective) を有するクレジット機関および投資会社の許可を拒絶することができる。

救済手続き、または、更生手続き、裁判上の清算手続きが欧州経済圏の銀行間清算制度または金融手段の清算及び引渡制度の参加者に対して開始された場合には、当該制度内における当該参加者に由来するまたはこれに関する権利及び義務は、当該法律が欧州経済圏に賛同する加盟国のものである限りにおいて、当該制度に適用される法律によって決定される。

第1号から第6号において規定された機関は、その支払指図または金融手段の引渡しの指図が直接当事者を介して当該制度において送信された場合には、第I項に規定された制度において間接的な参加者の資格を有する。当該制度にその指図を送信する直接的な参加者を介する間接的な参加者と直接的な参加者との間の関係は、契約に服する。この契約における条項は、間接的な参加者の計算において送信された指図 (ordre) を理由として、直接的な参加者に課せられた責任を制限することができない。間接的な参加者は、制度の管理者によって知られていなければならない。

Ⅲ. 第I項において規定された制度に送信された相殺 (compensation) の指示 (instruction) および取引は、法的に効力を生じる。その効力には、この決定に反するすべての法規およびすべての言明に関わらず、直接的な参加者または間接的な参加者に対する救済手続き、または、更生手続き、裁判上の清算手続きの開始決定が下された (rendu) 日の終了前に送信された場合には、第三者に対抗することができることが含まれる。第 L. 133-4 条の規定にかかわらず、開始日は、制度の操業規則によって定められ

る。

Ⅳ. 前条の規定は、相互取引可能性によって結びつけられた他の制度の参加者または参加者でない相互取引できる制度の管理者に対して開始された救済手続き、または、更生手続き、裁判上の清算手続きの場合においても、等しく適用される。

指示（instruction）が制度に送信されたものと考えられる瞬間及び態様は、当該制度の操業規則によって定められる。当該規則によって、その指示が当該制度において撤回不能になる瞬間及び態様が定められるものとする。相互取引可能性に従って結びつけられた制度の場合には、それぞれの制度は、当該システムに送達された瞬間および関係する相互取引できるすべての制度の規則に調和するために撤回不能性の瞬間をその固有の規則において定めるものとする。相互取引可能性の契約によって結びつけられた一連の制度規則に明示される場合を除いて、その制度に固有な、送信の瞬間に関する規則及びその撤回不能性の瞬間に関係する規則は、相互取引することのできる他の制度のいかなる規則によっても影響されない。

L. 330-2 条 I. L. 330-1 条に規定されたすべての制度を規制する操業規則、または、枠契約、標準契約は、直接に、または、間接に、当該制度または相互取引可能性によって結びつけられた制度に参加する機関に対して、当該制度または相互取引可能性によって結びつけられた制度から生じる支払債務を満たすために、L. 211-38条を満たして構成された確実に強制可能な担保、または、有価証券（valeurs）もしくは株券、手形、債権、金額を提供することを求めることができる。

Ⅱ. 操業規則、または、枠契約、標準契約は、担保として提供された物または権利の組織、または、割当て、実行、利用の態様を定めるものとする。

商法典第4部の規定またはフランスにおいて開始されるすべての司法的もしくは和解的手続きを規定するこれに相当する規定、および、強制的民事手続きまたは抗弁権のあらゆる行使は、L. 330-1 条および L. 330-2 条の

適用に対して障害にならないものとする。

直接又は間接的に当該制度に参加する機関の債権者、または、場合によっては、その制度において担保を提供する第三者もしくはその制度自体の管理人、相互取引可能性によって結びつけられた制度の管理人の債権者は、前述の規定に基づくものであっても、その担保についていかなる権利も行使することができない。

IV. 有価証券、手形、債権、金額、外国の法律に基づいて発行されたその他の類似の手段は、欧州経済圏に賛同する参加国に所在する帳簿、または、外国の法律によって規制される証券中央預託機関または証券中央預託制度に記録され、かつ、L. 330-1条に規定されるように、銀行間決済制度または金融手段の清算および引渡制度に参加することによって発生する支払債務を満たす担保として提供されまたは利用される場合には、当該担保の受領者またはすべての受任者もしくは代理人、その計算において行為する第三者の権利は、当該登録地に適用可能な法律によって定められる。

L. 330-3条 [略]

L. 330-4条 [略]

第4章：金融サービスの訪問販売および行商、隔地販売 [略]

第5章：刑罰規定 [略]

第4部：市場 [略]

第5部：サービス提供者 [略]

第6部：銀行及び金融に関する機関 [略]

第7部：海外の制度 [略]

[引用文献]

BÉNABENT, Alain. *Droit des obligations*. 13^e éd. Montchrestien, 2012.

BÉNABENT, Alain. *Droit des obligations*. 14^e éd. LGDJ, 2014.

BONHOMME, Régine. «Virmenet.» *Rép. com.*, pp. 1-24. Dalloz, 2008.

BONNEAU, Thierry. «Chronique: Droit bancaire.» *Banque et droit*, p. 116, 2007.

- BOUGEROL-PRUD'HOMME, Laetitia. «Réflexions sur le paiement à l'épreuve de la monnaie scripturale.» *RTD civ.*, pp. 439-459, 2012.
- CABRILLAC, Michel. «Crédit et titres de crédit.» *RTD com.* 54 (4), pp. 957-958, 2001.
- CABRILLAC, Michel. *Le chèque et le virement*. 5^e éd. Techniques, 1980.
- CABRILLAC, Michel et RIVES-LANGE, Jean-Jouis. «Virement.» *Rép. com.*, Dalloz, 1999.
- CARBONNIER, Jean. *Les obligations (Droit civil, tome. 4)*. 22^e éd. Presses universitaires de France, 2000.
- COQUELET, Marie-Laure. *Entreprises en difficulté. Instruments de paiement et de crédit*. 4^e éd., Dalloz, 2011.
- COURBIS, Bernard. «Comment l'Etat confère la qualité monétaire à un avoir ? De la notion de cours à la notion de pouvoir libératoire légal. » dans KAHN, Philippe, *Droit et monnaie: Etats et espace monétaire transnational*, pp. 33-48. Lexis Nexis, 1991.
- DÉLÉBEQUEP, hilippe. «Paiement. Paiement par virement. Inscription au crédit du bénéficiaire. Nécessité. » *Répertoire du notariat défrénois*, 114, 1994, pp. 344-346.
- DEVÈZE, Jean et PÉTEL, Philippe. *Droit commercial : instruments de paiement et de crédit*. Montchrestien, 1992.
- European Central Bank. "Recommendations for the security of internet payments." <https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&ved=0CCQQFjABahUKewj5fujh8bHAhXHjpQKHY73BBQ&url=https%3A%2F%2Fwww.ecb.europa.eu%2Fpub%2Fpdf%2Fother%2Frecommendationssecurityinternetpaymentsoutcomeofpfinalversionafterpc201301en.pdf&ei=G>. [アクセス日：2015年8月26日]
- FLOUR, Jacques, AUBERT Jean-Luc et SAVAUX, Éric. *Droit civil. Les obligations. Le rapport d'obligation*. 8^e éd. Sirey, 2013.
- GAVALDA, Christian et STOUFFLET, Jean. *Droit du crédit, Tome 2 (Effets de commerce Chèques Carte de paiement et de crédit)*. Litec, 1991.
- LASSERRE CAPDEVILLE, Jérôme. «Existe-t-il un droit de payer par carte bancaire ou par chèque?» *JCP E*, 30-33, 2010, pp. 21-24.
- LIBCHABER, Rémy. *Recherches sur la monnaie en droit privé*. L.G.D.J., 1998.

- MARTINR, Didier. «Aspects juridiques du virement.» Rev dr banc, 15, 1989, pp. 149–152.
- MAVROMATI, Despina. *The Law of Payment Service in the EU*. Kluwer law, 2008.
- PIEDELIEVRE, Stéphane. *Instruments de crédit et de paiement*. 7° éd. Dalloz, 2012.
- PRADEL, Xavier. “Opposabilité de la convention interbancaire de compensation fondée sur l’acceptation implicite de la société créancière.” *JCP G*, 1, 2003, pp. 31–34.
- RIVERS-LANGE, Jean-Louis. “La monnaie scripturale.” dans Cabrillac H. *Mélanges, Études de droit commercial : à la mémoire de Henry Cabrillac*, pp. 405–422. Librairies techniques, 1968.
- STOUFFLET, Jean. *Instruments de paiement et de crédit*. 8° éd. Lexis Nexis, 2012.
- TERRÉ, François, SIMLER, Philippe, et LEQUETTE, Yves. *Les obligations (Droit civil)*. 11° éd. Dalloz, 2013.
- The Commission services. “Your questions on PSD.” http://ec.europa.eu/internal_market/payments/docs/framework/transposition/faq_en.pdf. [アクセス日：2015年5月1日]
- THE EUROPEAN COMMISSION, DG Internal market. “Payment card chargeback when paying over Internet (MARKT/173/2000).” http://ec.europa.eu/internal_market/e-commerce/docs/chargeback_en.pdf. [アクセス日：2015年9月1日]
- The European Consumer Centers' Network. “Chargeback in the EU/EEA.” http://ec.europa.eu/consumers/ecc/docs/chargeback_report_en.pdf. [アクセス日：2015年9月1日]
- VASSEUR, Michel. «Comment sur Cass. com., 26 janv. 1983.» *p.*, 1983, *I. R.*, pp. 469–470.
- 久保田隆『資金決済システムの法的課題』（国際書院, 2003）。
- 嶋拓哉「銀行間資金決済におけるファイナリティと銀行・顧客間の取引関係について」*ジュリ*1325号（2006）216–222。
- 平田健治「EU 支払サービス指令とドイツ法——多様な支払手段の統一ルール創出の試みとその意義」*阪大法学*61巻2号（2011）287–398。
- 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」*金融研究*14巻4号（1995）101–152。

[付記] 本稿は、科研費・若手研究（B）（研究課題番号：25780076）の助成を受けた研究成果の一部である。また、脱稿後、欧州委員会の提案する EU 決済サービス指令の改正案（PSD 2）が欧州議会によって承認されたことにより、欧州理事会による正式な採択がな

されれば、改正された指令として公表されることになった。欧州議会により承認された条文案は、PSD 2（委員会案）に対して欧州議会による変更が加えられているため、次号にて、その変更箇所を紹介する。

—ふかがわ ゆか・法学部准教授—